

CLAIR REPORT No. 428

大韓民国における国民基礎生活保障制度について

Clair Report No.428 (November 30, 2015)

(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

日本では、1945 年、第二次世界大戦による戦災者や海外からの引揚者、失業者等、生活困窮者に対する支援策として「生活困窮者緊急生活援護要綱」が決定され、宿泊・給食・医療・その他生活必需品等の支給が行われた。しかし、この支援策は終戦直後の混乱期をしのぐための応急的な措置であったため、翌年（1946 年）、貧困救済が国家責任であることを初めて明記した「生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）」が制定された。

同年、制定された「日本国憲法」において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記されるまで、国民の生存権が国家によって保障されるべきものであるという概念はなく、これを契機として国民の誰もが国家に対して最低生活の保障を主張できるようになった。

その後、社会情勢の変化に伴う社会保障制度全体の見直し、生活保護制度の拡充強化の必要性から、1950 年に旧生活保護法が現行の「生活保護法」へ全面改正され、現在までこの法律に基づき公的扶助制度が実施されている。

一方、韓国では、1944 年、朝鮮総督府によって「朝鮮救護令」が制定され、1950 年に朝鮮戦争に伴う避難民救護のため「非難民収容に関する臨時特別措置法」が制定された。

その後、1961 年に「生活保護法」が制定されたが、未成熟な民主主義による政治体制や国家の財政的な問題により、本来国民が「大韓民国憲法」によって保障されている基本的人権は十分に保障されてこなかった。しかしそれは、韓国国民自身の側にも問題があった。韓国のことわざに「가난 구제는 나라도 못한다（貧困救済は国でもできない）」という言葉がある。これは、「国民の貧困解決は非常に困難な問題であるため、たとえ国家がそれをできないとしても仕方がないことだ」という意味を含むものである。言い換えれば、国民が国家の無責任を容認していたことを示すものとも言えるだろう。

ところが、1997 年、韓国国民の貧困や社会保障に対する考え方を大きく変化させる事件が起きた。それは「アジア通貨危機」を契機とした経済危機である。国民が経済危機という社会的な危険を経験したことで、「貧困問題の解決は個人の問題ではなく、国家が国民に対して負っている責務である」という考え方に転換したのである。

これにより、1999 年、「国民基礎生活保障法」が制定された。これは旧態依然とした社会保障制度を打破する大きな変化であった。この法律では、国家に対する国民の権利性が強化され、対象者の年齢基準の撤廃や選定基準の明確化（客観的かつ合理的な基準設定）、給与の種類及び水準の見直しが行われ、まったく新しい公的扶助制度として現在まで運用されている。

本レポートでは、この「国民基礎生活保障法」に基づく公的扶助制度について見ていく。本レポートが韓国の公的扶助制度を理解する上での一助になれば幸いである。

目 次

はじめに

目次

概要	1
第1章 第二次世界大戦終結以降の韓国の社会情勢	2
第1節 第二次世界大戦の終結、そして朝鮮戦争の勃発による混乱	2
第2節 経済開発5ヵ年計画、そしてソウルオリンピック開催	2
第3節 経済危機の発生、そして朴槿恵大統領の就任まで	4
第2章 韓国の公的扶助制度	6
第1節 「朝鮮救護令」について	6
第2節 「避難民の収容に関する臨時特別措置法」について	7
第3節 「生活保護法」について	7
第4節 「国民基礎生活保障法」について	9
第3章 国民基礎生活保障の実施状況	11
第1節 受給者数等の推移	11
第2節 年齢層別の受給者、世帯類型別の受給世帯の推移	14
第4章 国民基礎生活保障制度の概要	16
第1節 実施機関と実施責任	16
第2節 新規受給申請	17
1 事前相談	
2 新規受給申請	
3 申請の単位	
4 新規受給申請に係る申請書及び添付書類	
第3節 新規受給申請後の調査及び判定基準	27
1 新規受給申請後の調査	
2 保障適用の要否判定に係る基準	
3 保障適用の要否判定の特例	
4 外国人に対する保障適用	
5 地方生活保障委員会による審議と議決	
第4節 保障適用の決定通知	34
第5節 給与の実施	38
1 給与実施の基本原則	
2 給与の種類及び程度	

3	減免制度	
4	給与の実施に必要な事項の調査	
5	就労能力判定	
6	不正受給への対応	
7	異議申請	
第6節	保障施設における国民基礎生活保障の実施	44
第7節	国民基礎生活保障の中止	46
参考資料	「国民基礎生活保障法」条文	47
参考文献		

概要

第1章 第二次世界大戦終結以降の韓国の社会情勢

本章では、第二次世界大戦終結後の韓国の政治・経済等、社会情勢について記述する。

日本による占領支配からの解放、南北分断、朝鮮戦争、日本との国交回復、奇跡の復興「漢江の奇跡」、通貨危機、ソウルオリンピックの開催、韓国初の女性大統領 朴槿恵（パク・クネ）の就任等、これまでの韓国の社会情勢の変遷について記述する。

第2章 韓国の公的扶助制度

韓国の公的扶助制度の根拠法令は、1940年代以降、「朝鮮救護令（1944年制定）」、「避難民の収用に関する臨時特別措置法（1950年制定）」、「生活保護法（1961年制定）」、そして「国民基礎生活保障法（1999年制定）」がある。

本章では、これら公的扶助制度の根拠法並びに制度の概要について記述する。

第3章 国民基礎生活保障の実施状況

本章では、「国民基礎生活保障法」が施行された1999年以降の受給者数の推移について記述する。

また、併せて年齢別、世帯類型別の受給者数の推移についても記述する。

第4章 国民基礎生活保障制度の概要

本章では、現行の国民基礎生活保障制度※について記述する。（※2012年2月に一部改正された「国民基礎生活保障法」を根拠とする。条文は参考資料資料として47ページ以降で記述する。）

生活困窮者の相談窓口、新規受給申請、収入・財産等の調査、適合・不適合の判定基準、開始決定通知、給与の基準や実施方法、給与の中止等について記述する。

参考資料 「国民基礎生活保障法」条文

2012年2月に一部改正された「国民基礎生活保障法」の条文を記述する。

第1章 第二次世界大戦終結以降の韓国の社会情勢

第1節 第二次世界大戦の終結、そして朝鮮戦争の勃発による混乱

韓国は、1910年、日本との間で締結した「韓国併合ニ関スル条約」により、日本の占領統治下に置かれた。

1945年8月15日、日本がポツダム宣言を無条件で受諾。第二次世界大戦が終結したことで、日本による長い占領支配から解放されることとなった。しかし、その直後から北緯38度線を境にして南北が米ソの軍政下に置かれ、すぐに独立国家としてスタートすることはできなかった。

当時、韓国経済は円ブロックの崩壊、南北分断による生産減少に加え、海外からの大量の人口流入、インフレや原材料・消費財・食糧等の物資不足により深刻な窮乏状態であった。また、朝鮮半島は地下資源や工業地帯が北側に点在しており、南側はそれまで温暖な気候を活かした農業中心の開発がなされていたため、すぐに工業中心の経済復興を推し進めることはできなかった。

1948年、国連の決定に基づき朝鮮半島の南側だけで選挙が実施された。この選挙で構成された国会で憲法が制定され、初代大統領に李承晩（イ・スンマン）が選出された。李承晩は政府を組織し、国内外に「大韓民国（以下「韓国」という。）」の樹立を宣布した。一方、朝鮮半島の北側でも同年、選挙が実施された。「朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）」の樹立が宣言され、初代首相に金日成（キム・イルソン）が就任した。

1950年、北朝鮮軍が北緯38度線を超えて韓国への攻撃を開始。朝鮮戦争が勃発した。1953年の休戦協定締結まで続いたこの戦争は、停滞していた韓国経済に更なる決定的な打撃を与えた。国の基盤となる行政施設・工業施設・家屋は破壊され、500万人に上る死者、約1,000万人の離散家族が発生した。当時、ソウルをはじめとする大都市にはあちこちにバラック小屋の村が作られ、路上には失業者があふれていた。

1954年、韓国は米国との間で「韓米相互安全保障協定」を締結。これ以降、米国から大量の援助供与を受けることが可能となった。この援助供与が韓国の製粉・製糖・繊維工業等、消費財産業を一定レベル成長させ、国民生活の安定化が図られた。しかしながら、この経済発展は米国からの援助を基礎としたものであったため、機械工業等を発展させることはなく、朝鮮戦争の休戦後も本格的な経済復興は進まなかった。

第2節 経済開発5ヵ年計画、そしてソウルオリンピック開催

1960年、第4代正副大統領選挙が実施された。この選挙では、4期目の再選を目指す李承晩政権の不正に対する国民の不満が爆発。全国で抗議デモが行われた。同年4月には数十万人のデモ隊がソウル中心部にあふれ、この事件で3期12年続いた李承晩政権は退陣した。

しかしながら、第4代大統領に就任した尹潽善（ユン・ボソン）は、政権内部の対立等により十分な政権運営を行うことができず、翌年、陸軍少尉・朴正熙（パク・チョン

ヒ) のクーデターにより失脚した。

朴正熙は、1962 年、国家再建最高会議の議長に就任。軍政を布き、経済成長による貧困撲滅を目標に据えた「第 1 次経済開発 5 ヶ年計画 (1962～1966)」に着手した。この 5 ヶ年計画では政府主導による輸出志向型の工業化が推進され、後の高度経済成長の礎が築かれた。

また、1965 年には日本との間で「日韓基本条約」を締結。日本との国交を回復させた。この「日韓基本条約」には、「漁業協定」、「請求権及び経済協力協定」、「在日韓国人の法的地位及び待遇協定」、「文化財及び文化協力協定」が付随され、このうち「請求権及び経済協力協定」では、日本政府から 5 億ドルの資金（うち、無償資金が 3 億ドル、有償資金が 2 億ドル）が提供される内容が含まれ、それらの資金の大半が港湾、道路、鉄道、ダム、工場等の整備に充てられた。

この時期、社会保障制度の法整備が進められ、1961 年に公的扶助の根拠法である「生活保護法」、「医療保険法」、「労働災害保障法」、「災害救護法」等が制定された。しかし、これらの法整備は軍事政権が国民の支持を得るためのパフォーマンスであり、経済成長が優先される政策の中で実質的な支援は十分なものではなかった。

経済成長を推し進める朴正熙政権は、その後も「第 2 次 (1967～1971)」、「第 3 次 (1972～1976)」、「第 4 次 (1977～1981)」と立て続けに 5 ヶ年計画を実施。政府主導の計画的な経済開発を推進した。この中でも特に「第 3 次」の 5 ヶ年計画では、第 1 次オイルショックの発生により世界経済が低迷する中で、重化学工業の振興と輸出拡大によって年平均経済成長率 11.2%という驚異的な高度成長を達成。その奇跡的な復興は「漢江の奇跡」と呼ばれた。

しかし、1970 年後半には国内経済が減速。加えて、1979 年の第 2 次オイルショックが発生、朴正熙大統領暗殺事件も起き、1980 年、韓国経済は遂にマイナス成長に陥った。

このような中で第 10 代大統領に就任した崔圭夏（チェ・ギョハ）は、陸軍少将・全斗煥（チョン・ドゥファン）の「肅軍クーデター」によりわずか 9 ヶ月で退陣。その後、全斗煥が第 11 代大統領に就任した。

全斗煥政権は「緩やかな民主化・社会正義の実現」をスローガンに、民間主導の工業化を明言。国営の民間商業銀行の民営化、政府の企業介入の削減、輸入自由化等による市場開放政策を行った。併せて、「第 5 次経済開発 5 ヶ年計画 (1982～1986)」を実施。経済成長から経済安定への政策転換を図り、財政赤字の解消や物価上昇率の抑制、そして高い経済成長率の実現等、成果を上げた。

このように経済の自由化が進むにつれ、国民の民主化を求める機運は高まっていった。1987 年の憲法改正では、国民による大統領の直接選挙を規定した現行の憲法「大韓民国憲法」が公布され、1988 年には盧泰愚（ノ・テウ）が第 13 代大統領に選出された。また、同年、ソウルで「第 25 回オリンピック競技大会（ソウルオリンピック）」が開催された。

第3節 経済危機の発生、そして朴槿恵大統領の就任まで

1980年代後半における韓国経済の成長は、先進国からの学習と模倣により成し遂げられたものであり、自国の技術開発力の向上を通じた経済成長が行われるべき時期に来ていた。そのため、1987年から実施された「第6次経済開発5ヵ年計画（1987～1991）」では、機械工業部品の国産化率向上や自動車工業における生産の自動化、電子工業部品の国産化等が図られ、技術集約的な産業構造の構築と高付加価値産業への転換が図られた。

1993年、第14代大統領に就任した金泳三（キム・ヨンサム）による政権は、第4代大統領・尹潽善以来、32年ぶりの文民政権であった。金泳三政権は、規制緩和や規制廃止を推進するとともに世界化戦略を積極的に進め、1996年には経済協力開発機構（OECD）への加盟も果たした。

しかしながら、1997年、規制緩和等を背景に多額の資金調達や過剰投資を進めた財閥企業が倒産したことで、国内の金融機関に多額の不良債権が発生した。加えて、タイや香港等で発生したアジア通貨危機の影響が韓国にも波及し、経済危機に陥った。これを受け、金泳三政権は国際通貨基金（IMF）に対して、約580億ドルに上る支援を要請。償還不能（デフォルト）の危機を回避した。

1998年、アジア通貨危機の直後、第15代大統領に就任した金大中（キム・デジュン）はIMFとの合意の下で経済構造の改革を実行。この改革が一定の成功を収めたことで、IMFによる支援体制を早期に終了させることに成功した。

この経験は社会保障制度の整備にも大きな影響を与えた。1999年、「生活保護法」が廃止され、新しく「国民基礎生活保障法」が制定された。それまでの生活保護制度下では、生活困窮は個人の責任として捉えられ、国家が国民に対して負っている責務を果たす取組が十分に行われていなかった。しかし、経済危機は個人の貧困問題や社会保障に対する見方を大きく転換させる契機となり、「国民基礎生活保障法」では国民の国家に対する権利性の強化等がなされた。

2003年、第16代大統領に盧武鉉（ノ・ムヒョン）が就任した。盧武鉉は社会福祉の充実を選挙公約に掲げ、大統領就任後も「成長の目的は福祉」として福祉の重要性を強調。労働者への分配に重点を置く政策を展開した。

2007年、経済成長重視の政策を公約に掲げた李明博（イ・ミョンバク）が第17代大統領に就任した。李明博政権は、経済成長のけん引役を財閥企業等に託し、規制緩和を推進するとともに、ウォン安政策や法人税率の引下げ等、財閥企業寄りの政策を展開して輸出拡大を推進した。2008年には、米国発の世界金融危機（リーマン・ショック）が発生したが、韓国は世界に先駆けるスピードで景気回復を果たした。

2013年2月、第18代大統領選挙では得票率83.9%という圧倒的な得票数を獲得し、朴槿恵（パク・クネ）が就任した。朴槿恵大統領は韓国史上初の女性の大統領であり、また朴正熙元大統領を父に持つ韓国史上初の親子2代にわたる大統領であった。

それまで李明博政権が国政の中心として据えてきた「国家」を、「国民一人一人」へと転換し、5年間の任期において達成されるべき目標に「①雇用中心の創造経済、②国民

一人一人に対応した雇用・福祉、③創意教育と文化のある生活、④安全と統合の社会、⑤幸福な統一時代」を掲げ、政権運営にあたっている。

【現在の韓国と北朝鮮の国境】

※地図中の「赤い線」が現在の国境（軍事境界線）、「青い線」が実際の北緯 38 度線



出典：「네이버 지도 (http://map.naver.com/)」の地図データを加工

【韓国と日本の基本情報の比較】

	項目	韓 国	日 本
1	人 口	5,022 万人 (2013 年)	12,706 万人 (2014 年)
2	面 積	約 100,266km ² (2013 年)	約 377,972km ² (2014 年)
3	合計特殊出生率	1.21 (2013 年)	1.43 (2014 年)
4	高 齢 化 率	12.7% (2013 年)	26.1% (2014 年)
	7%→14%の年数	[見込み] 17 年 (2017 年)	24 年 (1994 年)
5	一人当たりの GNI	25,920 ドル (2013 年)	46,140 ドル (2013 年)
6	経済成長率	2.97% (2013 年)	1.61% (2013 年)
7	失 業 率	3.1% (2013 年)	3.5% (2014 年)
8	就 業 率	64.4% (2013 年)	57.3% (2014 年)
9	最 低 賃 金	5,210 ウォン (2014 年)	780 円 (2013 年)

第2章 韓国の公的扶助制度

第1節 「朝鮮救護令」について

第二次世界大戦当時、公的扶助制度は1944年に朝鮮総督府によって制定された「朝鮮救護令」に基づいて実施されていた。この「朝鮮救護令」の条文は、大部分が日本で1929年に制定された「救護法」と同じだった。

救護の対象者は、貧困によって生活できない者のうち、「①65歳以上の老衰者、②13歳以下の児童、③妊産婦、④身体障がいに伴う回復困難な病、疾病、傷痕その他精神又は身体障害により就労に支障がある者」のいずれかに該当する者とされ、「①生活扶助、②医療扶助、③助産扶助、④生業扶助」が実施された。

【「朝鮮救護令」1944年制定当時の制度概要】

実施責任	・対象者の居住地を管轄する府（フ）・邑（ウプ）・面（ミョン）※の長 ・対象者の居住地が不明な場合は、実際に居住する地域を管轄する府・邑・面の長 （※「府・邑・面」は日本の「市・町・村」に相当する当時の行政機関）
対象者	貧困により生活が不可能な次の者 ①65歳以上の老衰者 ②13歳以下の児童 ③妊産婦 ④身体障がいに伴う回復困難な病、疾病、傷痕その他精神又は身体障がいにより就労に支障がある者
扶助の種類等	朝鮮総督が定めた範囲・程度及び方法で次の扶助を実施する。 ①生活扶助 ②医療扶助 ③助産扶助 ④生業扶助 この他に対象者が死亡した場合には埋葬費を支給する。
扶養義務	・対象者の扶養義務者が扶養することができる場合は救護しない。 ・対象者に扶養義務を移行すべき者がいる場合、基礎自治体等はその者から要した救護費用の全部又は一部を徴収できる。
費用負担	①扶助の実施に必要な費用や人件費・行政事務費等は国が1/2を補助 ②自治体が救護施設を設置する場合の費用等は国が7/12の範囲内で補助する。
停止・廃止事由	①基礎自治体の長又は救護施設の長が行う処分に従わないとき ②救護に関する検診又は調査を拒否したとき ③性行が顕著に不良であったり非常に怠慢なとき

罰則	詐欺、その他の不正な手段により救護を受けたり、受けようとした者は3ヶ月以下の懲役又は100ウォン以下の罰金
----	---

第2節 「非難民収容に関する臨時特別措置法」について

1950年、朝鮮戦争の勃発に伴う避難民の収容救護を目的として「非難民収容に関する臨時特別措置法」が制定された。

社会部長官は政府の帰属財産のうち、避難民の収容が適当な住宅・旅館等の管理者に対し、避難民の人数と期間を指定して受入れ命令を行うことができた。この命令を受けた建物の管理者は当該避難民に対し賃貸料を請求することが禁じられたほか、命令を拒否した者には帰属財産に係る賃貸借契約の取消処分が行われた。

また、制定の約一月後には、政府の帰属財産以外の建物の所有者や賃借人に対しても受入れ命令を可能にしたほか、受入れ命令を拒否した者に罰金や拘留等を科す等の改正が行われた。

【「非難民収容に関する臨時特別措置法」1950年制定当時の制度概要】

目的	非常事態において臨時に避難民を収容救護すること
実施責任	社会部長官
対象者	避難民
収容救護の内容	・社会部長官は政府の帰属財産のうち、住宅や旅館等、避難民の収容が適当な建物の管理者に対して、避難民の人数と期間を指定して受入れ命令を行う。 ・管理者は避難民に賃貸料を請求することができない。ただし、受入れにより営業に支障がある場合、賃借料の軽減や免除を行う。
罰則	帰属財産に係る賃貸借契約の取消し

第3節 「生活保護法」について

1 「生活保護法」の制定

1961年、「老齢、疾病、その他就労能力の喪失によって生活を維持する能力がない者等に対する保護とその方法を規定し、社会福祉の向上に寄与すること」を目的として「生活保護法」が制定された。保護の対象者は「①65歳以上の老衰者、②18歳未満の児童、③妊産婦、④不具廃疾、疾病、傷痕その他精神又は身体障害により就労に支障がある者、⑤その他保護機関が同法による保護を必要と認める者」のいずれかに該当する者で、かつ扶養義務者がいない又は扶養義務者がいても扶養能力がない者とされた。

それまでの「朝鮮救護令」との違いは、対象となる児童の範囲が「13歳以下」から「18歳未満」に引き上げられたこと、新しく「その他保護機関が同法による保護を必要と認める者」が加わったことである。この規定に該当する者は「生活保護法施行令」

において、「失職、その他生活手段の喪失により本人又はその扶養家族の生計が極めて困窮していて、保護機関による保護を受けなくては生計の維持が困難であると保護機関が認める者」と規定された。

【「生活保護法」1961 年制度当時の制度概要】

目的	老齢、疾病、その他就労能力の喪失によって生活を維持する能力がない者等に対する保護とその方法を規定し、社会福祉の向上に寄与すること
実施責任	・対象者の居住地を管轄するソウル特別市、市長又は郡守 ・対象者の居住地が一定でない場合、調査時点の居住地を管轄するソウル特別市長、市長又は郡守、あるいは保護申請を受けたソウル特別市長、市長又は郡守
対象者	①65 歳以上の老衰者 ②18 歳未満の児童 ③妊産婦 ④障がい廃疾（불구폐질）、疾病、傷痕その他精神又は身体障害により就労に支障がある者 ⑤その他保護機関が同法による保護を必要と認める者 以上①～⑤のいずれかに該当する者で、扶養義務者がいない又は扶養義務者がいても扶養能力がない者
保護の種類	健康で文化的な最低生活を維持できる程度で次の保護を実施する。 ①生計保護 ②医療保護 ③出産保護 ④葬礼保護 この他に対象者が死亡した場合には埋葬費を支給する。
費用負担	①国や道が直接行う保護業務に要する費用は国又は当該道が負担 ②ソウル特別市、市又は郡が実施する保護業務に要する人件費、事務費等はソウル特別市、市又は郡の長が負担 ③ソウル特別市、市又は郡が保護の実施や業務上必要な費用等は国が 8/10、道が 1/10 以上 2/10 未満、市又は郡が 1/10 以内を負担 ※ただし、ソウル特別市の場合は国が 1/2 以内、ソウル特別市が 1/2 以上を負担
停止・廃止事由	①被保護事由の一部又は全部が消滅したとき ②被保護者が保護対象者に該当しなくなったとき ③被保護者が保護の一部又は全部を拒否したとき
罰則	詐欺、その他の不正な手段により救護を受けたり、また他人として受けようとした者は懲役又は罰金、拘留、過料が課される
関連法令	「生活保護法施行令」（制定・施行：1962/7/23） 「生活保護法施行規則」（制定・施行：1984/3/31）

2 「生活保護法」の全面改正

1982年には、保護対象者の実質的な最低生活の保障や自活助成の効果的な推進等を目的とした全面改正が実施された。この全面改正で法律の目的が「生活を維持する能力がない者や生活が困難な者に必要な保護を実施し、これらの者の最低生活を保障して自活を支援することにより社会福祉の向上に寄与すること」に改められ、「教育保護」や「自活保護」の新設、就労能力のある生活困窮者への自活促進に重点を置いた見直しが行われた。

また、扶養義務者による扶養やその他の法令に基づく保護がこの法律による保護に優先して行われることが追記された。

第4節 「国民基礎生活保障法」について

1999年、「生活が困難な者に必要な給与を実施してそれらの者の最低生活を保障し、自活を助けること」を目的とした「国民基礎生活保障法」が制定された。

それまでの「生活保護法」に基づく公的扶助制度下では、国民の貧困解決は国家の責務というよりも生活困窮者自身の問題という見方が重視されたため、実際の基本理念に対して国家の責務が十分に果たされていないという問題点があった。すなわち、「貧困は個人の問題であり、まず個人の努力により貧困から抜け出そうとすることが優先されるべきで、政府は個人の努力にも関わらず貧困から抜け出すことができない場合だけ、最低限度の保護を実施する」という考え方が基本にあったのである。

ところが、1997年に発生した経済危機は、韓国国民の貧困や社会保障に対する見方を大きく転換させる契機となった。国民が経済危機という社会的な危険を経験したことで、「貧困問題の解決は個人の問題ではなく、国家が国民に対して負っている責務である」という考え方に転換したのである。

この出来事により、「国民基礎生活保障法」では、国民の国家に対する権利性が強化されるとともに、対象者の年齢基準の撤廃や選定基準の明確化（客観的かつ合理的な基準設定）、給与の種類及び水準の見直し等が実施され、まったく新しい公的扶助制度として運用が開始された。

【「国民基礎生活保障法」1999年制度当時の制度概要】

根拠法令	「国民基礎生活保障法」（制定：1999/9/7、施行：2000/10/1）
目的	生活が困難な者に必要な給与を実施して、それらの者の最低生活を保障し、自活を助けること
実施責任	・対象者の居住地を管轄する特別市長・広域市長・道知事と市長・郡守・区庁長 ・対象者の住居が一定ではない場合、実際に居住する地域を管轄する市長・郡守・区庁長
対象者	①扶養義務者がいない、扶養義務者がいても扶養能力がない又は扶養を受けることができない者で所得認定額が最低生計費以下の者（※

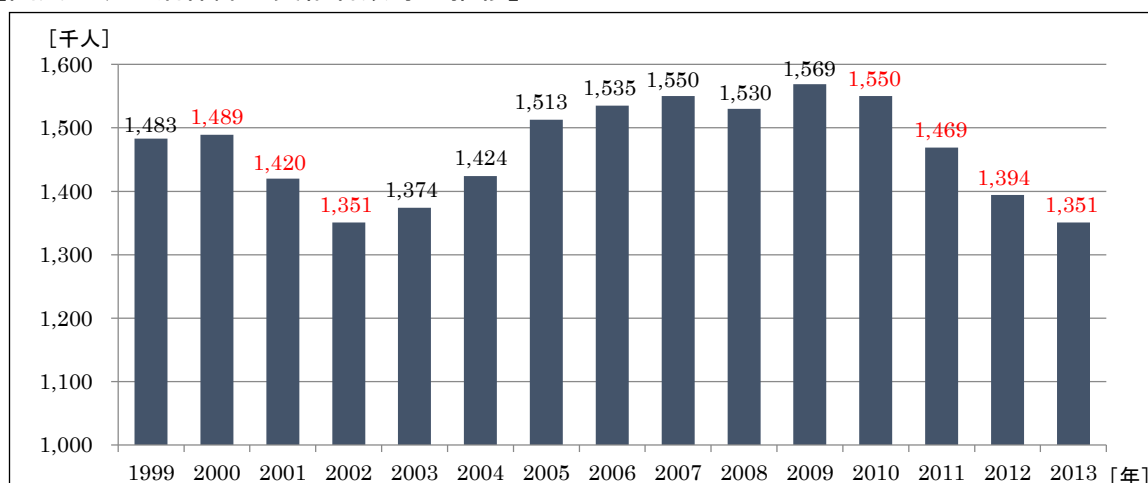
	「所得認定基準」及び「扶養義務者基準」の両方を満たす者) ②①に含まれない場合でも、生活が困難なため一定期間この法が定める 給与の全部又は一部が必要であると保健福祉部長官が認めた者
給与の種類	健康で文化的な最低生活を維持できる程度で次の給与を実施する。 ①生計給与 ②住居給与 ③医療給与 ④教育給与 ⑤出産給与 ⑥葬祭給与 ⑦自活給与
扶養義務 の優先	扶養義務者の扶養及び他の法令に基づく給与はこの法律に優先して 行われることとする。
費用負担	①国又は市・道が直接行う保障業務に必要な費用は国又は当該市・道 が負担 ②国又は市・道が保障施設入所者へ支給する給与に要する費用は当該 国家又は市・道が負担 ③市・郡・区が行う保障業務に要する人件費、事務費等は当該市・郡・ 区が負担 ④市・郡・区が行う保障業務のうち、給与の実施に必要な費用等は以下 の範囲内で実施機関同士の協議により決定し負担 ア．特別市の管轄する自治区：国が全体の 1/2 以下の範囲内で負担 し、その残額を特別市 1/2 以上、残りを自治区が負担 イ．広域市及び道が管轄する市・郡・区：国が全体の 4/5 以上を負 担、その残額を広域市及び道が 1/2 以上、残りを市・郡・区が 負担
停止・廃止 事由	①受給者に対する給与の一部又は全部が必要ではなくなったとき ②受給者が給与の全部又は一部を拒否したとき
罰則	①新規受給申請に係る調査関連資料を公務員等が目的外使用した場 合、懲役又は罰金が課される ②詐欺、その他不正な方法により給与を受けたり、他人に給与を受け させた者は懲役、罰金、拘留又は過料が課される ③保障施設の長が受給者の給与委託を正当な理由なしに拒否又は受 給者に宗教上の行為を強制した場合、罰金、拘留又は過料が課され る 等
関連法令	「国民基礎生活保障法施行令」（制定：2000/10/1、施行：2000/7/27） 「国民基礎生活保障法施行規則」（制定：2000/10/1、施行：2000/8/18）

第3章 国民基礎生活保障制度の実施状況

第1節 受給者数等の推移

国民基礎生活保障の受給者数は、制度の運用が開催された 1999 年当時、約 148 万人であった。その後、増減を繰り返しながら 2013 年時点で約 135 万人となっている。

【国民基礎生活保障の受給者数等の推移】

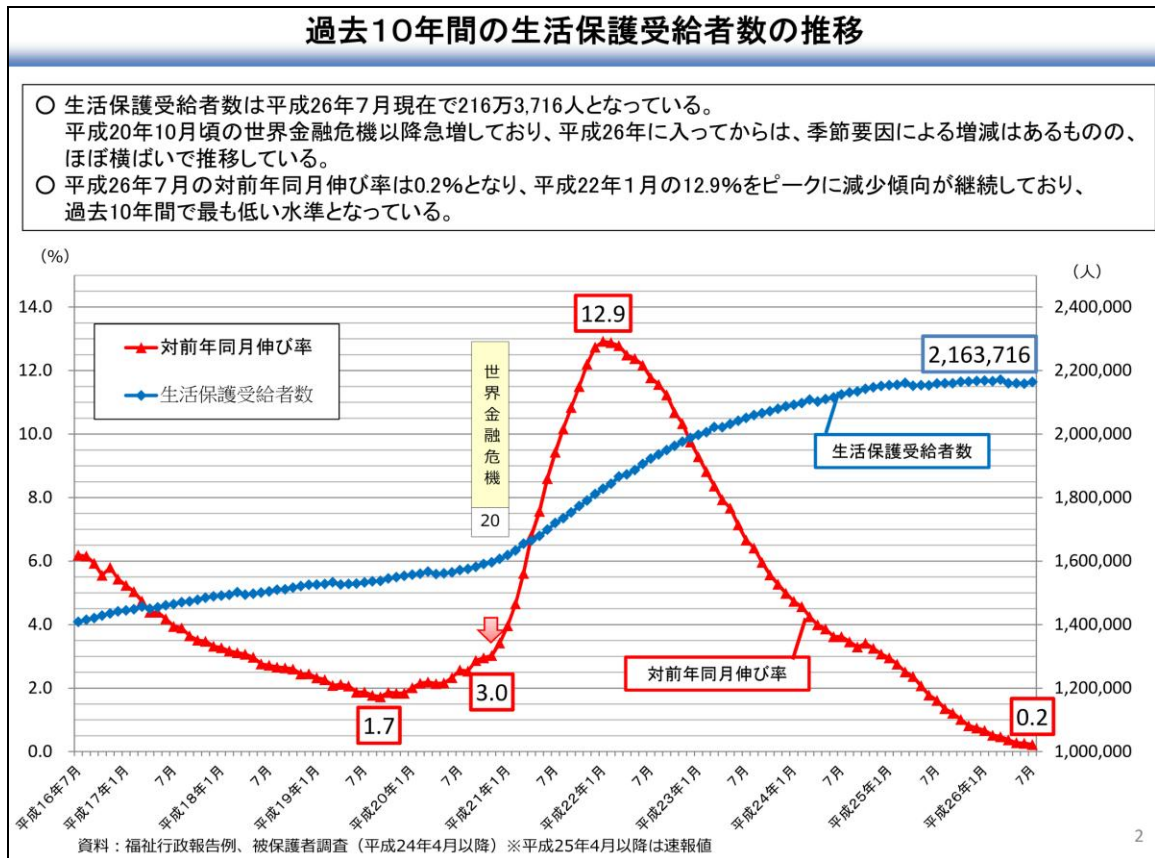
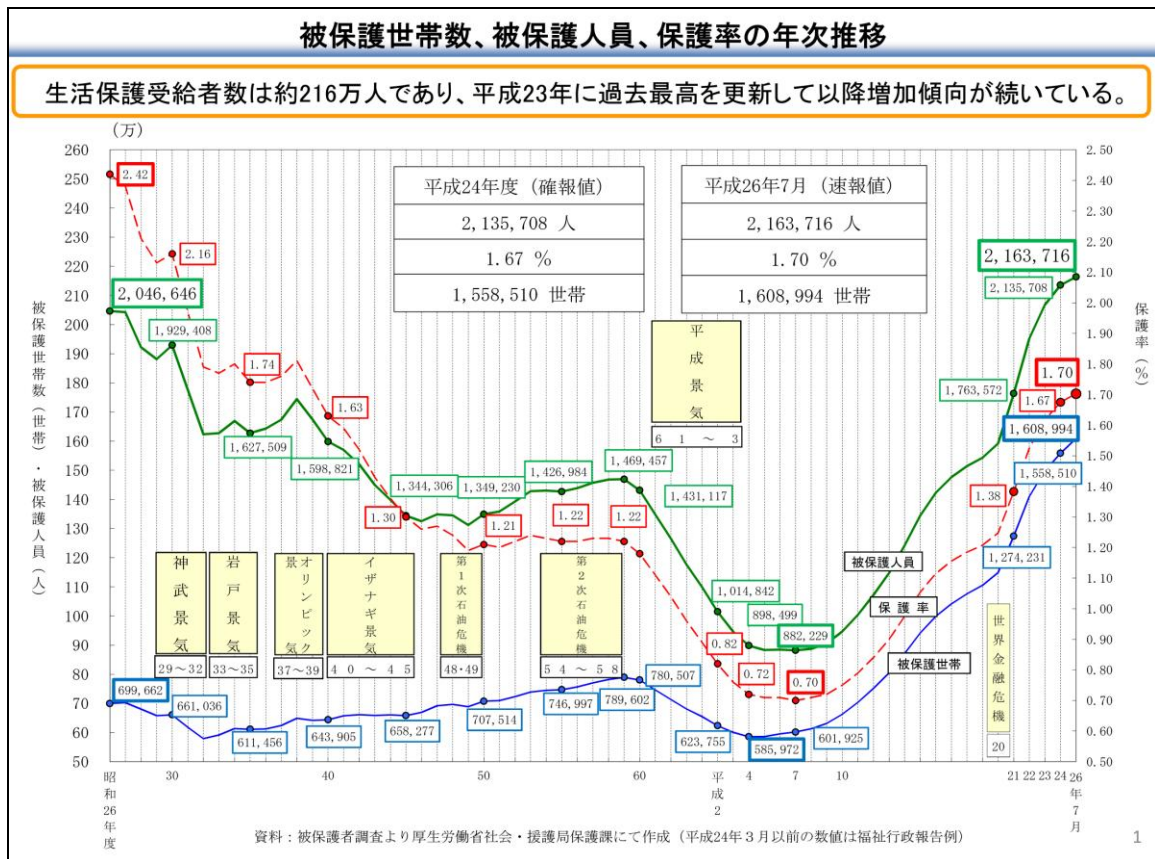


出典：大韓民国保健福祉部「2014 년 보건복지통계연보(2014 年 保健福祉部年報)」及び「국민기초생활보장제도 10 년사(国民基礎生活保障制度 10 年史)」を基にグラフを作成

	受 給 者 (千人)	前年比増減率 (%)	受給率 (%)	最低生計費 (千ウォン)	前年比増減率 (%)
1999 年	1,483	—	—	—	—
2000 年	1,489	0.4	—	928	—
2001 年	1,420	-4.9	3.0	956	2.9
2002 年	1,351	-5.1	2.8	990	3.4
2003 年	1,374	1.7	2.8	1,019	2.8
2004 年	1,424	3.5	3.0	1,055	3.4
2005 年	1,513	5.9	3.1	1,136	7.1
2006 年	1,535	1.4	3.2	1,170	2.9
2007 年	1,550	1.0	3.2	1,206	3.0
2008 年	1,530	1.3	3.2	1,266	4.7
2009 年	1,569	2.5	3.2	1,327	4.8
2010 年	1,550	-1.2	3.2	1,363	2.8
2011 年	1,469	-5.2	2.9	1,439	5.6
2012 年	1,394	-5.1	2.7	1,496	4.0
2013 年	1,351	-3.1	2.6	1,546	3.4
2014 年	—	—	—	1,630	5.5

出典：大韓民国保健福祉部「2014 년 보건복지통계연보(2014 年 保健福祉部年報)」、「2013 년 국민기초생활보장 수급자 현황(2013 年 国民基礎生活保障受給者現況)」及び「국민기초생활보장제도 10 년사 (国民基礎生活保障制度 10 年史)」を基に表を作成

【日本における生活保護の受給者数等の推移】



出典：厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護受給者の動向等について」

1998 年、第 15 代大統領に就任した金大中大統領にとって、韓国経済を経済危機による低迷から脱却させることは至上命題であった。そのため、翌 1999 年の光復節での演説で「生産的福祉」を国政理念に掲げ、公的扶助制度の見直しや雇用保険制度の拡充をはじめ社会保障制度の整備を推進した。また、失業者に対しては公共事業を通じた就業機会の提供を行うなど雇用創出政策にも取り組んだ。そのため、2000 年に約 149 万人に達した国民基礎生活保障の受給者数は、2001 年には約 142 万人（前年比-4.9%）、2002 年には約 135 万人（前年比-5.1%）へと減少した。

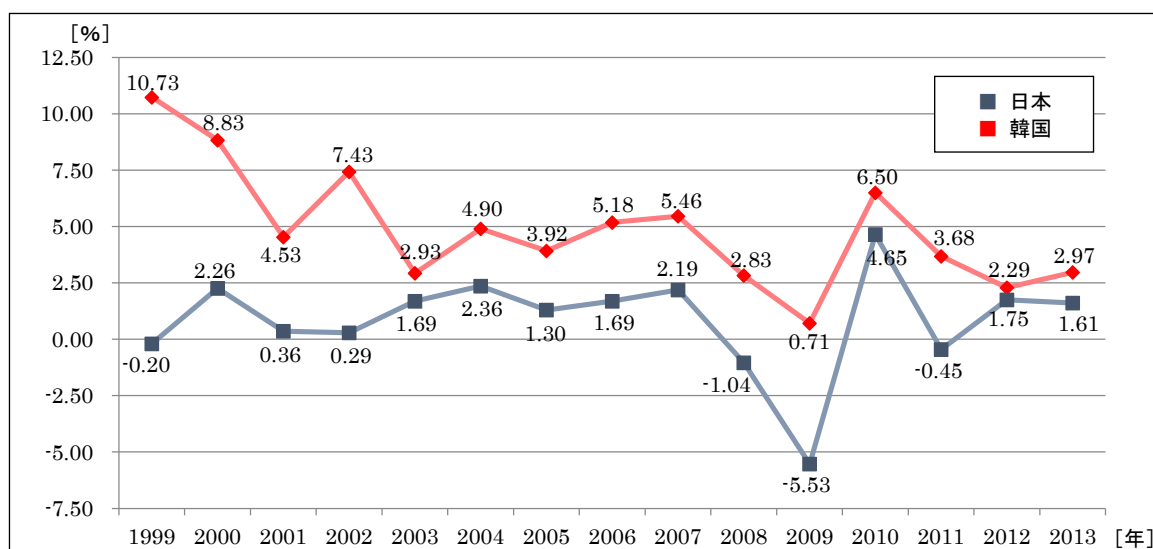
その後、2003 年以降微増を続け、2009 年に約 160 万人に達したが、2010 年以降は再び減少に転じている。

ちなみに、2010 年といえば、日本では 2008 年 9 月に米国で発生した世界金融危機（リーマン・ショック）が経済へ大きな影響を与え、2009 年には GDP 成長率が-5.53%まで落ち込んだ時期である。この世界金融危機を契機として雇用情勢が悪化、非正規雇用をめぐる労働形態が社会問題化したほか、生活保護受給者の急増についてもメディア等で大きく取り上げられた。

そのため、同じ時期に韓国で国民基礎生活保障の受給者数が減少に転じたことは興味深いことと言えるだろう。

その要因として考えられるのは、一つには、韓国経済への世界金融危機の影響が比較的少なかったこと、あるいは韓国経済が世界金融危機から素早く立直ったことが挙げられる。韓国経済は世界金融危機の影響で、2009 年に GDP 成長率が 0.71%まで落ち込んだが、マイナス成長に陥ることはなく、その後もプラス成長を維持してきた。一方、日本は 2009 年の GDP 成長率が-5.53%まで落ち込んだことに続き、2011 年には東日本大震災の影響等もあり、再びマイナス成長に陥った。

【日本と韓国の GDP 成長率の推移比較】



出典：「The World Bank (世界銀行・<http://www.worldbank.org/>)」の数値を基にグラフを作成

また二つ目には、2010 年 1 月から運用が開始された「社会福祉統合管理網」が挙げられる。これは、地方自治体が実施する福祉行政の支援を目的として、福祉サービスの利

用者に関する情報を関係機関で共有することができる情報システムである。この情報システムで管理される情報は、福祉サービスの利用履歴・家族関係・疾病や障がいの有無等、個人の特性に関する情報、国税庁や雇用労働部、健康保険公団等の機関が把握する所得・財産に関する情報等である。

この情報システムの運用が開始されたことで、福祉行政全体の業務効率化が図られたほか、対象者のサービス利用の状況を一元的に管理でき、重複支給等、誤支給の是正も図られた。また、国民基礎生活保障制度の実施機関においては、それまで把握が漏れていた受給者の所得や財産に関する情報、扶養義務者の所在や所得・財産等に関する情報を新しく把握することができ、不正受給の是正等も図られた。

第2節 年齢層別の受給者、世帯類型別の受給世帯の推移

受給者数の推移を年齢層別で見ると（施設受給者を除く）、「0～19 歳」の年齢層と「20～64 歳」の年齢層が 2010 年から減少を始め、2013 年には 2009 年と比較してそれぞれ 32.3%の減、11.7%の減となっている。

【年齢別受給者数の推移（※施設受給者を除く）】 [単位：左欄＝千人、右欄＝%]

	合計		0～19 歳		20～64 歳		65 歳以上	
1999 年	1,414	—	—	—	—	—	—	—
2000 年	1,412	-0.1	—	—	—	—	—	—
2001 年	1,346	-4.7	395	—	616	—	335	—
2002 年	1,276	-5.2	365	-7.6	551	-10.6	330	-1.5
2003 年	1,293	1.3	366	0.3	586	6.4	341	3.2
2004 年	1,338	3.5	382	4.4	603	2.9	353	3.5
2005 年	1,426	6.6	413	8.1	645	7.0	368	4.2
2006 年	1,450	1.7	422	2.2	654	1.4	374	-1.6
2007 年	1,463	0.9	420	-0.5	658	0.6	386	3.2
2008 年	1,444	-1.3	405	-3.6	657	-0.2	382	-1.0
2009 年	1,483	2.7	409	1.0	686	4.4	388	1.6
2010 年	1,458	-1.7	384	-6.1	683	-0.4	391	0.8
2011 年	1,380	-5.3	347	-9.6	655	-4.1	378	-3.3
2012 年	1,301	-5.7	305	-12.1	620	-5.3	376	-0.5
2013 年	1,259	-3.2	277	-9.2	606	-2.3	376	0.0

出典：大韓民国保健福祉部「2013 年 국민기초생활보장 수급자 현황(2013 年 国民基礎生活保障受給者現況)」及び「국민기초생활보장제도 10 년사 (国民基礎生活保障制度 10 年史)」を基に表を作成

そして、世帯類型別の受給世帯数の推移を見ると、「一般世帯」と「母子世帯」は 2009 年をピークに減少を始め、2013 年には 2009 年と比較してそれぞれ 16.6%（約 5 万世帯）、12.6%（約 1 万世帯）の減となっている。

一方、ほぼすべての世帯類型で大きな増加が見られない中、「障がい者世帯」だけは 2001 年から 2013 年までの間で 76.0%の増加率となっている。

【受給世帯の類型の推移（※施設受給者を除く）】

[単位：千世帯]

	合計	高齢者 世帯	少年・少女 家長世帯	母子 世帯	父子 世帯	障がい者 世帯	一般 世帯	その他 世帯
1999 年	—	—	—	—	—	—	—	—
2000 年	—	—	—	—	—	—	—	—
2001 年	698	237	14	70	19	100	218	40
2002 年	691	236	14	65	17	104	216	39
2003 年	718	239	14	67	17	113	231	37
2004 年	754	240	14	71	18	124	249	38
2005 年	810	245	15	78	19	137	276	40
2006 年	832	242	15	81	20	145	289	40
2007 年	852	246	14	83	20	154	295	40
2008 年	854	243	14	83	20	162	292	40
2009 年	883	245	14	87	21	171	302	43
2010 年	879	244	11	86	21	173	292	52
2011 年	851	237	10	84	20	174	277	49
2012 年	822	237	8	78	19	174	260	46
2013 年	811	236	7	76	18	176	252	46

出典：大韓民国保健福祉部「2013 년 국민기초생활보장 수급자 현황(2013 年 国民基礎生活保障受給者現況)」及び「국민기초생활보장제도 10 년사 (国民基礎生活保障制度 10 年史)」を基に表を作成

なお、上記表中の「少年・少女家長世帯」とは、両親の死亡、離婚、家出等の事由により未成年の者のみで構成された世帯、祖父母等の保護者がいても老齢や障害等により扶養する能力がない世帯が該当する。また、「一般世帯」とは、両親とその子というように 2 世代以上に渡る者によって構成された世帯等が該当し、「その他世帯」とはこれ以外の世帯類型に該当しない世帯が該当する。

第4章 国民基礎生活保障制度の概要について

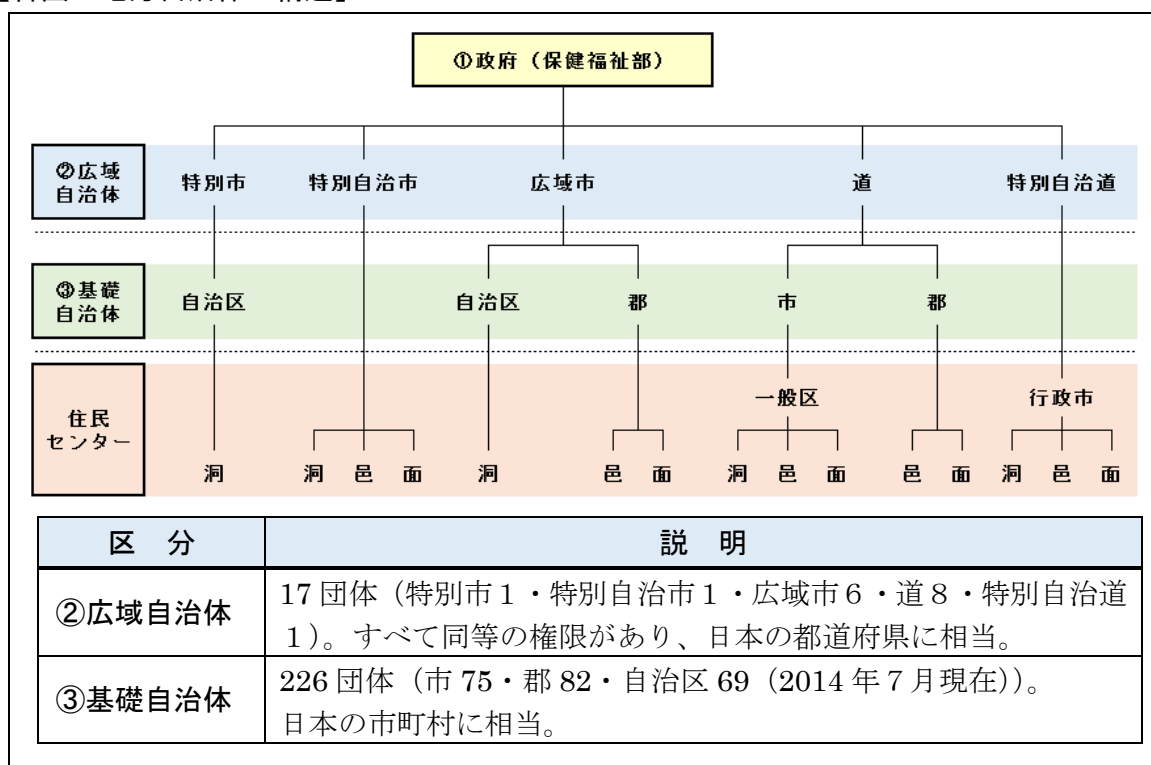
第1節 実施機関と実施責任

国民基礎生活保障の実施機関は「①保健福祉部長官（以下「保健福祉部」という。）」、「②広域自治体のうちの特別市長、広域市長、道知事（以下「広域自治体」という。）」及び「③基礎自治体の市長、郡守、区庁長（以下「基礎自治体」という。）」の3つである。

このうち、保健福祉部は最低生計費、所得認定額の算定方法、給与基準の決定、受給者範囲の特例等、基礎生活保障制度の重要政策事項の決定を行っている。また、広域自治体及び基礎自治体は、保健福祉部から法令に基づき委任された事業を実施するとともに、その実施結果を保健福祉部へ報告している。ただし、実際のところは、多くの事業が基礎自治体へ委任されている。

なお、実施責任については、対象者の居住が一定している場合は当該対象者の居住地进行を管轄する広域自治体又は基礎自治体が負い、対象者の居住が一定していない場合は当該対象者が実際に居住する地域を管轄する基礎自治体が責任を負っている。

【韓国の地方自治体の構造】



なお、各実施機関の費用負担の割合は、実施する業務の内容により異なっており細かく定められている。例えば、保健福祉部及び広域自治体が直接実施する業務に関する費用は当該機関が、基礎自治体を実施する保障業務に関する人件費や事務費等は当該基礎自治体が費用を負担する。また、基礎自治体を実施する給与に関する費用は当該基礎自

治体の財政状況、社会保障支出等が勘案され、それぞれの実施機関により負担割合が異なっている。

【政府と地方自治体との費用負担の割合】

業務の内容	費用負担の割合
・保健福祉部及び広域自治体が直接実施する保障業務 ・保障施設入所者へ支給する給与に要する費用	保健福祉部又は当該広域自治体
・基礎自治体が実施する保障業務に関する人件費及び事務費 ・基礎自治体が設置する生活保障委員会の運営に要する費用	当該基礎自治体
・基礎自治団体が支給する給与及びその他保障業務に要する費用	当該基礎自治体の財政状況等に応じた割合（下記で記載）

【基礎自治体の財政状況に応じた費用負担の割合の詳細】

- ・保健福祉部は、基礎自治体の保障費用の総額のうち、4/10 以上 9/10 以下を負担する。
- ・広域自治体は、基礎自治体の保障費用の総額から保健福祉部が負担する金額を除いた金額のうち、3/10 以上 7/10 以下を負担する。基礎自治体は残りの金額を負担する。
- ・特別自治道については、基礎自治体の保障費用の総額から保健福祉部が負担する金額を除いた金額を負担する。

第2節 新規受給申請

本レポートでは、所定様式に記載されている場合等を除き、以下、国民基礎生活保障を受給していない生活困窮者が新しく受給開始しようとする申請を「新規受給申請」と、すでに国民基礎生活保障を受給している者が個別の給与を受給しようとする申請を「給与受給申請」として記述する。

1 事前相談

韓国における生活困窮者のための相談窓口は、住民にとって最も身近な行政機関である「邑・面・洞の住民センター（以下「住民センター」という。）」に設置されている。住民センターは広域自治体及び基礎自治体の出先機関のことであり、もともと「邑事務所・面事務所・洞事務所」と呼ばれていたが、2007年に名称が変更された。

住民センターでは、住民登録や転出・転入届、印鑑証明の発行、家族関係書類の発行、清掃関連業務等の行政手続きを行うことができるほか、住民への福祉サービスが実施されている。実施している福祉サービスは、各地区の住民会長や福祉委員、福祉担当公務員による家庭訪問等を通じた生活困窮者の把握（同時に各種メディアを通じたPRも実施されている）、国民基礎生活保障の新規受給申請を検討している者の事前相談、新規受給申請の受付、受給世帯への家庭訪問の実施等である。

なお、クレアソウルが事務所を構えている「ソウル特別市鐘路区鐘路1街」は、「鐘路1、2、3、4街洞住民センター」が管轄している。この住民センターでは4名の福祉担当公務員が生活困窮者の把握や相談、国民基礎生活保障を受給する約500世帯に対する支援を実施している。鐘路区全体では約3,000世帯が国民基礎生活保障制度による支援を受けており、住民センターに配置されている福祉担当公務員の人員は地域特性や受給世帯数等に応じて異なっている。



〔クレアソウル事務所のある鐘路1街を管轄する「鐘路1、2、3、4街洞住民センター」〕



〔「鐘路1、2、3、4街洞住民センター」の福祉相談室の様子〕

2 新規受給申請

国民基礎生活保障を受給するためには、まず新規受給申請を行うことが必要であり、この申請は受給を希望する生活困窮者本人やその関係者（申請主義）、また、社会福祉担当公務員（職権主義）が行うことができる。

このうち、後者は生活困窮者であるにも関わらず国民基礎生活保障の新規受給申請が行えていない者や申請書を作成することができない者等について、社会福祉担当公務員が当該生活困窮者の同意を得た上で、職権により申請できる制度である。

新規受給申請の受付窓口は、申請を行う世帯の住民登録票上の住所地を管轄する住民センターであり、住民登録票上の住所地と実際の住所地が一致していない場合は実際の住所地を管轄する住民センターとなる。

なお、住民センターで受理された新規受給申請書は当該住民センターの上級機関である広域自治体又は基礎自治体へ送付される。

3 申請の単位

新規受給申請は、原則として「世帯」を単位として行う必要があり、国民基礎生活保障の対象者として支給決定された場合も基本的には「世帯」を単位として支援が実施される。

この「世帯」に含まれる構成員は、民法上の家族に含まれる者（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹、直系血族の配偶者、配偶者の直系血族及び配偶者の兄弟姉妹）であり、かつ生計や居住を共にしている者である。すなわち、同じ家屋に同居している場合でも血縁関係がない等の場合は同一世帯とは見なされない。

なお、民法上の家族に含まれる者であっても、現役軍人等のように、同居せず他の場所で法律上の義務履行を行っている者や一定期間以上海外に滞在している者、刑務所等に収容中の者等は世帯から除外される。

また、世帯全体としては受給基準を満たさないが、世帯から分離することで受給基準を満たす場合には、当該世帯から分離して取り扱われる場合がある。具体的には、兄弟姉妹の住居に同居している高齢者、障がい者、疾患等により6ヶ月以上の治療やリハビリを要する者、妊産婦、18歳未満の者等が該当する。

4 新規受給申請に係る申請書と添付書類

新規受給申請を行う場合は、「①社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請書」、「②所得財産報告書」、「③金融情報等提供同意書」の3種類の書類を基本として、これらの書類のほかに必要に応じて「①社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請書」の2面・下段に記載された「追加提出書類」を添付して申請することとなる。

なお、これらの申請書様式は各自治体の窓口で配布されているほか、インターネット上で自由にダウンロードすることができる。

【「①社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請書」－１面】

[書式第 1 号－共通書式別紙第 1 号書式] <改正 2012.12.21>										[第 1 面]	
社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請書									処理機関 別途案内		
☐ 新規（提供）申請 ☐ 変更申請 ☐ 延長申請											
申請人	姓名		住民登録番号 (外国人登録番号)		世帯主 との関係		電話番号				
	住所							携帯電話			
								電子メール			
家族事項	世帯主 との関係	姓名	住民登録番号 (外国人登録番号)	同居の有無 (未同居理由)	学歴在学有無 (学校名/学年)	健康状態 (障がい/疾病)	就業状態 職業 職場名		電話番号 (自宅/職場)		
※配偶者関係 ¹⁾ (☐ 法律婚 ☐ 事実婚 ☐ 事実上の離婚)											
扶養義務者 ²⁾	受給者 との関係	姓名	住民登録番号 (外国人登録番号)	住所	世帯 員数	所得	財産	月平均 支援金 ³⁾	電話番号		
案内	申請人の範囲										
	共通	本人、家族、親戚 ⁴⁾ 、社会福祉担当公務員及びその他関係者									
	その他 関係者	基礎生活保障、基礎高齢 一人親家庭支援	後見人、保障施設の長（一人親家庭支援の場合は保障施設従事者又は保護対象者の児童が在学する学校の教師、北朝鮮離脱住民の場合はハナ院（離脱住民に社会適応支援を行う統一部所属の機関）の従事者を含む）								
		乳幼児保育・幼児学費 小・中・高 学生の教育費	後見人、乳幼児を事実上保護している者								
		障がい者福祉	障がい者を保護している障がい者福祉施設の長、障がい者を事実上保護している者、その他保健福祉部長官が定めた利害関係者								
		障がい者活動支援	市長・郡守・区庁長が指定した者								
		青少年支援	青少年の保護者、青少年相談師、「青少年本法」第 3 条第 7 号による青少年指導者「社会福祉事業法」第 11 条による社会福祉士、その他の保健福祉部長官が定める関係者								
地域社会サービス 投資事業（バウチャー）	後見人										

1) 該当者に限る

2) 扶養義務者：①受給権者の 1 親等の直系血族、②受給権者の 1 親等の直系血族の配偶者

3) 月平均支援金：扶養義務者が申請者に定期的に支給する金品

4) 親族：配偶者、8 親等以内の血族、4 親等以内の親戚

【「①社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請書」－２面】

[第2面]						
社会福祉サービス及び給与申請						
保障区分	社会福祉サービス及び給与内容					
☐ 基礎生活保障	①生計給与 ②教育給与（学費） ③医療給与 ④住居給与（現金／現物） ⑤自活給与（□次上位） ⑥その他（ ）					
☐ 乳幼児保育・幼児学費	□療育手当て □保育料支援（子ども愛カード） □乳児学費支援 □障がい児童療育手当て □農漁村療育手当て					
☐ 小・中・高 学生教育費支援	①給食（昼食）費 ②放課後学校自由受講券 ③高校学費 ④教育情報化支援（PC、インターネット通信費＋有害遮断サービス） [PC 保有の有無：□あり □なし] [使用・希望の通信社：□KT □SK ブロードバンド □LG ユープラス □その他（ ）] [インターネット加入（予定）者姓名： 、加入（予定）者住民番号：]					
☐ 児童・青少年	□少年少女家庭保護費 □グループホーム・家庭委託保護費 □その他（ ） □青少年特別支援 ①生活支援 ②健康支援 ③学業支援 ④自立支援 ⑤相談支援 ⑥法令支援 ⑦活動支援 ⑧その他支援（ ）					
☐ 一人親家庭	□児童養育費 □追加児童養育費 □教育費（授業料、入学金） □学用品費 □生活補助金 □青少年一人親自立支援（□青少年一人親児童養育費 □青少年一人親自立促進手当て） □青少年一人親高校生学費 □青少年一人親検定国家試験学習費 □青少年一人親資産形成口座（※2010 年加入者に限る） □その他（ ）					
☐ 障がい者福祉	□障がい年金（□配偶者同時申請 □次上位付加給与） □障がい者手当て □障がい児童手当て □学費 □障がい児家族養育支援 □その他（ ）					
☐ 障がい者活動支援	□活動支援給与（□新規申請 □更新申請 □変更申請） □追加給与 ①1 人世帯 ②脆弱世帯 ③出産 ④学校生活 ⑤職場生活 ⑥自立準備 ⑦保護者一時不在 □緊急活動支援					
☐ 高齢者福祉	□基礎老齢年金（□配偶者同時申請） □その他（ ）					
☐ 社会福祉サービス （バウチャー）利用券	□老人ケア総合サービス □家事看病訪問サービス □障がい児童家族支援（□障がい児童リハビリ治療 □言語発達支援） □妊産婦新生児ヘルパー □地域社会サービス投資事業（ ） □その他（ ）					
☐ その他	□生計支援 □医療・リハビリサービス □住居支援 □就職支援 □相談・後援サービス □施設利用・入所 □他法医療給与 ⁵⁾ （ ） □政府糧穀 □次上位本人負担軽減 □開発制限区域生活費用補助 □児童ケアサービス [時間制（対象者の名前）、終日制（対象者の名前）]					
減免及び関連申請						
基礎生活受給者 減免申請（代行）	□TV 受信料免除（顧客番号： ） □電気料金割引（顧客番号： ） □携帯電話料金割引（通信者 □KT □SK □LG ユープラス）					
福祉サービス連係申請	□社会福祉共同募金会 □（※所得認定額 最低生計費 120%以下）					

給与 口座	申請者との関係	姓名	保障区分	金融機関名	口座番号	備考（理由） ⁶⁾
						※代表口座記載
通知方法 □姓名（必須） □追加告知方法：電話（ ） 電子メール（ ） 文字メッセージ（ ） その他（ ）						

以上のとおり社会福祉サービス及び給与の提供（変更）を申請します。

年 月 日

申請者（申請代理人）姓名： （署名又は印）

申請者との関係： （代理申請の場合）

配偶者： （署名又は印）

特別自治道知事・市長・郡守・区庁長 様

申請時の添付書式	追加提出書類
基礎生活保障、基礎老齢年金、乳幼児保育 幼児学費、小・中・高学生教育費、障がい者、障がい者年金、一人親家庭、その他（開発制限区域における生活費支援）	1. 申請人（代理申請）の身分を確認できる書類（該当者に限って、代理申請の場合には委任状及び代理申請人、申請人の身分を確認できる書類） 2. 除籍謄本（家族関係証明書により扶養義務者を確認することができない場合に限り） 3. 所得・財産等の確認に必要な書類（賃貸借契約書、給与明細書 等） 4. 健康診断書（該当者に限り） 5. 通帳口座番号写本 1 部（該当者に限り） 6. 授業料等の納入通知書（学費支援申請者の場合に限り） －第 1 四半期：授業料納入通知書（新入生の場合に限り） －第 2 四半期以降：該当の学校の在学照会又は当該四半期の納入通知書（新規申請） －学院学習費及び職員訓練費等の納入通知書 7. 特別青少年支援申請の場合、選定対象であることを証明する書類又はその他の書類（保護者の不在・連絡途絶、学業中断等） 8. TV 受信料、電気料金、携帯電話料金の領収書（該当者に限り） 9. 青少年一人親自立支援対象者のうち、自立促進手当ての申請者 －就業訓練確認書、就職確認書、検定国家試験学院登録証憑資料、在学証明書又はこれと同等の効力のある書類のうち、一つ以上提出 10. 野宿者確認書等（該当者に限り） 11. 児童ケアサービス申請の場合、就業証憑資料 12. 農漁村療育手当て申請の場合、農漁業経営体の登録確認書又は農業者人確認書
老人、児童・青少年、その他（他法医療給与 ⁷⁾ ）、その他（次上位本人負担の軽減）、農漁村育児手当	
社会福祉サービス利用券（バウチャー）提供（変更）申請書（別紙第 1 号の 4 書式）	

提出先 管轄の市・郡・区長（邑・面事務所又は洞住民センター）。ただし、老齢基礎年金支給申請者は国民年金公団に提出可能。

5) 他法医療給与等：「医療給与法」第 3 条第 1 項第 2 号から第 10 号に該当する医療給与を受けようとする受給権者

6) 同一保障世帯員の口座ではない場合、理由を記載

7) 「医療給与法」第 3 条第 1 項第 5 号から第 7 号、第 9 号に該当する給与を受けようとする受給権者

【「①社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請書・留意事項」－３面】

[第３面]

留 意 事 項

1. 保障区分別の処理期間は基礎生活保障 14 日（延長時 30 日）、一人親家庭 14 日、乳幼児保育・乳児学費 30 日、基礎老齢年金 30 日、障がい者活動支援 30 日、障がい者年金 30 日、特別青少年 30 日、社会福祉サービス 20 日、小・中・高校生教育費支援 60 日以内です。
- 2－1. 「国民基礎生活保障法」第 37 条等に基づき、受給者は変動事項についての申告義務があるため、①居住地域・世帯、構成の変動、②扶養義務者の有無、扶養能力及び扶養の有無、③受給権者の扶養義務者の所得財産、④受給権者の勤労能力・就業状態・自活欲求等の自活支援計画の樹立に必要な事項、⑤その他、受給権者の健康状態・世帯特性等の生活実態に顕著な変動がある場合には速やかに管轄の保障機関に申告しなければなりません。
- 2－2. 「基礎老齢年金法施行令」第 9 条等に基づいて受給者は変更事項に対する申告義務があるため、①所得又は財産の変動、②結婚又は離婚、配偶者の死亡、③その他に保健福祉部令により定める事由のうち、いずれか一つに該当する事由が発生した時には、その日から 30 日以内に管轄の保障機関に申告しなければなりません。
- 3－1. 「国民基礎生活保障法」第 29 条第 1 項及び「医療給与法」第 16 条第 1 項に基づき、受給権者及び扶養義務者の所得・財産及び勤労能力に変動がある場合、給与が変更され、「国民基礎生活保障法」第 30 条第 1 項及び「医療給与法」第 17 条第 1 項に基づき、受給権者に給与が必要ではなくなったり、受給権者がその全部又は一部を拒否した場合と「国民基礎生活保障法」施行令第 2 条第 2 項第 2 号に基づき海外滞留期間が最近 6 ヶ月間の通算し 90 日を超過する場合、給与が中止されます。
- 3－2. 「基礎老齢年金法」第 10 条、同法施行令第 14 条に基づき禁固以上の刑を宣告され、「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」に基づく矯正施設又は「治療監護法」に基づく治療監護施設に収容中である場合や行方不明・失踪等の理由で死亡と推定される場合又は海外滞留期間が 180 日以上続いた場合と「障がい者年金法」第 15 条第 2 項に基づき禁固以上の刑を宣告され、「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」又は「治療監護法」に基づく矯正施設又は治療監護施設に収容中の場合又は行方不明又は失踪等の理由で死亡したと推定される場合又は海外滞留期間が 180 日以上続いた場合、支給が中止されます。
- 3－3. 「障がい者活動支援に関する法律」第 19 条第 3 項により「国民基礎生活保障法」第 32 条の他の保障施設に入所した場合、禁固以上の実刑を宣告されて「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」の矯正施設、「治療監護法」の治療監護に収容中の場合、海外滞留期間が 60 日以上続いた場合及び「医療法」第 3 条の医療機関に 30 日以上入院中である場合、「障がい者福祉法」第 32 条に基づく障がい 1 級に該当しなくなった場合及び他の法令に基づき活動支援給与と似た給与を受ける場合には活動支援給与の提供が中断され、「障がい者活動支援に関する法律」第 19 条第 1 項及び第 2 項に基づき活動支援給与を受けていたり、受けることができる者が虚偽やその他の不正な方法により受給者で選定された場合と第 42 条及び第 43 条に基づく資料の提出及び質問・検査要求を拒否・妨害・忌避したり虚偽の資料を提出した場合には活動支援給与が中断されます。
4. 「社会福祉事業法」第 44 条第 1 項、「国民基礎生活保障法」第 46 条第 2 項、「基礎老齢年金法」第 12 条、「障がい者年金法」第 17 条、「障がい者活動支援に関する法律」第 35 条、「一人親家庭支援法」第 25 条の 2、「障がい児童福祉支援法」第 29 条等に基づき虚偽又はその他不正な方法で給与を受けたり、他人に給与を受けさせようとした場合又は障がい者年金を受けることになった事由が遡及して消滅した場合等に、保障費用を支給した保障機関はその費用の全部又は一部をその給与を受けた者又は給与を受けるようにした者から徴収することができます。
5. 不正受給で摘発された場合、「国民基礎生活保障法」第 49 条、「基礎老齢年金法」第 22 条第 3 項、「乳幼児保育法」第 54 条第 3 項 4 号、「障がい者年金法」第 25 条第 3 項、「障がい者活動支援に関する法律」第 47 条第 3 項、「一人親家庭支援法」第 29 条、「障がい児童福祉支援法」第 39 条等に基づいて 1 年以下の懲役、500 万ウォン以下の罰金、拘留又は過料に処します

【「①社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請書・留意事項」－４面】

[第４面]

留 意 事 項

6. 「社会サービス利用及び利用券の管理に関する法律」第 35 条に基づき、虚偽又はその他の不正な方法で調べた社会サービス利用券（バウチャー）の情報を保有したり、これを使って社会サービス利用券を使用した者は 5 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処することができ、同法第 38 条に基づき虚偽又はそれ以外の不正な方法で社会サービス利用券の発給を受けたり、他人に社会サービス利用券の発給を受けさせた者、正当な権限がない者に社会サービス利用券を販売・貸与したり、その権利を移転した者、社会サービス利用券に記載された社会サービスの代わりに金銭等の金品を受けた者は 1 年以下の懲役又は 5 百万ウォン以下の罰金に処することができます。
7. 「社会福祉事業法」第 33 条の 3 第 3 項、「国民基礎生活保障法」第 22 条・第 23 条、「基礎老齢年金法」第 7 条、「障がい者年金法」第 9 条第 8 項、第 11 条第 4 項、「障がい者活動支援に関する法律」第 7 条第 6 項、「一人親家庭支援法」第 12 条の 4、「小・中等教育法」第 60 条の 7 等に基づいて社会福祉サービス及び給与の提供の有無の決定に必要な調査を拒否、妨害、忌避する場合、申請の却下、決定の取消し、給与が停止又は中止され、「社会福祉事業法」第 58 条第 2 項、「基礎老齢年金法」第 23 条第 1 項、「障がい者年金法」第 27 条に基づいて 20 万ウォン以下の過料を賦課することができます。
8. 障がい者年金の次上位付加給与を申請し、その対象者として選定されたが、委託審査の結果、障がい等級が軽度であることを理由に下げられた場合、障がい者年金の申請日を基準として障がい手当てを申請した場合と同一に処理しますが、同意します。
9. 福祉対象者の選定及び関連法令に基づく確認調査時、「社会福祉事業法」第 6 条の 2 に基づく情報システムを通じて確認された所得・財産、人的情報等をまず適用することができます。
10. 本人は、これは業務処理と関連して「電子政府法」第 38 条第 1 項に基づく行政情報の共同利用を通じて担当公務員の家族関係に関する証明書等、人的事項についての事項と別紙第 1 号の 2 書式「所得・財産申告書」の記載事項の確認のため、情報の照会に同意します。（※住民登録簿（抄）本、家族関係証明書、外国人登録事実証明書、土地登記簿謄本、建物登記簿謄本等について担当公務員の確認に同意しない場合、該当書類を直接提出しなければなりません。）
11. 市長・郡守・区庁長が国家及び地方自治体、その他の関係機関（韓国放送公社、韓国電力公社等）で福祉対象者に提供する各種減免サービス等の申請を代行して、情報を提供することに同意します。
12. 今後、提供可能な福祉サービスを受けるため、福祉サービス連係を申請する場合、申請を代行して関連情報を提供することに同意します。
13. 小・中・高学生教育費の提供を受けるため、本人の関連情報を政府及び地方自治体、その他の政府及び地方自治体の指定機関（PC 設置業者、インターネット通信会社）に提供することに同意します。
14. 社会福祉サービス及び給与提供（変更）申請のため、作成・提出された書類は返還しません。

同申請書を受理した市長・郡守・区庁長は、「社会福祉事業法」第 33 条の 3 に基づく福祉対象者の選定及び保護実施の適正性の確認のため、福祉対象者に必要な社会福祉サービス及び保健医療サービスに関する情報、福祉対象者と扶養義務者の所得・財産・就労能力・就業状態に関する情報、法令の規定に基づく社会福祉サービスの受給に関する情報、その他保護の実施に必要な情報として金融・国税・地方税、土地・建物・船舶・車両・住宅分譲権、国民健康保険・国民年金・雇用保険・産業災害補償保険・報勲給与・公務員年金・軍人年金・私立学校教職員年金・特別郵便局年金、日雇い労働者所得内訳・事業者登録証、障がいの有無及び障がいの程度、雇用情報・勤労奨励金・保健医療情報・高齢者長期療養保険・米所得等の保全直接支払い金、住民登録電算情報・家族関係証明、出入国、兵務、矯正等の関連情報を定期的に関係機関に要請したり、関連情報通信網を通じて照会することに同意し、同法第 33 条の 8 に基づく福祉対象者ではないと決定された時点から 5 年間保有し、その期間が経過したら直ちに破棄することを約束します。

本人（代理申請者を含む）は、留意事項に対し担当公務員から案内を受け、上記の内容を確認します。

年 月 日

申請者（代理申請者）： （署名又は印）

申請者との関係： （代理申請の場合）

【「②所得・財産申告書」】

[書式第2号—共通書式別紙第1号の2書式]

所得・財産申告書							
世帯員の姓名 ¹⁾							
所得 事項	労働 所得	常時労働	W	W	W	W	
		日雇い労働	W	W	W	W	
	事業 所得	農業所得 (主栽培作物名)	()	()	()	()	
		林業所得	W	W	W	W	
		漁業所得	W	W	W	W	
		その他(自営業)	W	W	W	W	
	財産 所得	賃貸所得	W	W	W	W	
		利子所得	全国分の財産照会結果を適用します。				
		年金所得	金融財産の照会結果を適用します。				
	その他 所得	私的移転所得 (□無料賃貸)	W	W	W	W	
公的移転所得 ²⁾		全国分の財産照会結果を適用します。			その他 (地方自治体の支援金等)	W	
財産 事項	建築物 (住宅、建物、施設)				土地	全国分の財産照会結果を適用します。	
	船 舶		全国分の財産照会結果を適用します。		立木財産	全国分の財産照会結果を適用します。	
	航空機		全国分の財産照会結果を適用します。		漁業権	全国分の財産照会結果を適用します。	
	自動車		□車輛名() □用途(生業用/障がい者用/自家用)				
	賃借保証金		□チョンセ・ウォルセ保証金(W) □商店街保証金(W) □その他(W)				
	金融財産		金融財産の照会結果を適用します。				
	動 産	□牛(匹、 W)	分譲権	W			
		□豚(匹、 W)					
		□その他の家畜(匹、 W)					
		□種苗(W)					
組合員入居権	W						
	□機械・器具類(W)	会員権	全国分の財産照会結果を適用します。				
□その他(W)							
負 債	金融機関貸出金		金融財産の照会結果を適用します。		金融機関外の機関の貸出金	W	
	賃貸保証金		W				
	公証社債		□判決文・和解・調整調書による社債(W)				
世帯特性 支出要因 ³⁾		□6ヶ月以上の持続的に支出した月平均の医療費(W) □自身の所得から支出する中高生の入学金・授業料(W) □「自動車損害賠償保障法」の生活補助金(W) □本人負担分の国民年金保険料の50%に該当する金額(W)					
上記のとおり所得・財産の内容を申告します。 年 月 日 申請者(代理申請者): (署名又は印)							
特別自治道知事・市長・郡守・区庁長 様							

- 1) 別紙第1号書式の社会福祉サービス及び給与提供(変更)申請書で作成した世帯構成員のうち、所得がある世帯員の姓名
- 2) 公的移転所得: 法令等によって定期的に支給される各種手当て・年金・給与・その他の金品
- 3) 世帯特性の支出要因: 実際の所得算定から除外されたり、所得評価額の算定時除外される世帯特性支出要因になる金品として基礎生活保障だけ該当すること

【「③金融情報等（金融・信用・保険情報）提供同意書」一表面】

[書式第3号—共通書式別紙第1号の3書式]

[表面]

金融情報等（金融・信用・保険情報）提供同意書

1. 福祉対象者世帯の世帯主の人的事項

関係	姓名	住民登録番号 (外国人登録番号)	住 所

2. 金融情報等提供同意書（福祉事務所又は扶養義務者）

世帯主との 関係	同意者 姓名	住民登録番号 (外国人登録番号)	金融情報等の 提供を同意する (署名又は印)	金融情報等の提供事実 を同意者に通報しない (署名又は印)

1) 福祉対象者の選定に必要な金融財産調査のため、金融機関等が福祉対象者又は扶養義務者の金融情報等を保健福祉部長官・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に提供することに同意します。

2) 保健福祉部長官・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が、別紙第1号書式の添付書類として提出された通帳口座番号の真偽の確認を要請する場合、金融機関等が口座名の姓名、住民登録番号を提供することに同意します。

3) 金融機関が、金融情報等を保健福祉部長官・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に提供した事実を同意者に通知しないことに同意します。（万一同意しない場合は、金融機関等が金融情報等の提供事実を情報提供の同意者個人に郵便で送付することになります。ただし、基礎老齢年金の場合は別添書式「金融情報等の提供事実通知要求書」を追加で提出した場合に通知されます。

3. 金融情報等の提供範囲、対照金融機関等の名称：裏面参照

4. 情報提供の目的：「国民基礎生活保障法」、「基礎老齢年金法」、「乳幼児保育法」、「幼児教育法」、「障がい者年金法」及び「緊急福祉支援法」に基づく福祉対象者の選定支援及び別紙第1号書式の添付書類として提出された通帳口座番号の真偽の確認

年 月 日

金融機関の長・信用情報集中機関の長 様

※留意事項：同意書の自筆署名（印鑑含む）又は拇印がなければなりません。ただし、同意者が未成年である場合、親権者等の保護者の自筆署名（印鑑含む）又は拇印で代えることができます。

【「③金融情報等（金融・信用・保険情報）提供同意書」－裏面】

[裏面]

金融情報等の名称

1. 「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第2条第1号に基づく金融機関
 - 1) 銀行：ウリ銀行、国民銀行、SC第一銀行、ハナ銀行、韓国外換銀行、新韓銀行、韓国シティ銀行、大邱銀行、釜山銀行、光州銀行、済州銀行、全北銀行、慶南銀行、香港上海銀行、韓国産業銀行、企業銀行
 - 2) 「資本市場と金融投資業に関する法律」に基づく総合金融会社、信託業者、集合投資業者、投資一任業者
 - 3) 「相互貯蓄銀行法」に基づく相互貯蓄銀行とその中央会
 - 4) 「農業協同組合法」に基づく地域農業協同組合、地域畜産業協同組合、品目別・業種別協同組合とその中央会
 - 5) 「水産業協同組合法」に基づく地区別水産業協同組合、業種別水産業協同組合、水産物加工水産業協同組合とその中央会
 - 6) 「信用協同組合法」に基づく信用協同組合とその中央会
 - 7) 「セマウル金庫法」に基づくセマウル金庫とその連合会
 - 8) 「証券取引法」に基づく証券会社・証券金融会社・仲介会社及び名義書換え代行会社
 - 9) 「保険業法」に基づく保険事業者
 - 10) 「郵便局預金・保険に関する法律」に基づく通信官署
 - 11) 「金融実名取引及び秘密保障に関する法律施行令」第2条に基づく機関
2. 「信用情報の利用及び保護に関する法律」第25条に基づく信用情報集中機関：全国銀行連合会等

金融情報等の範囲

1. 金融情報
 - 1) 普通預金、貯蓄預金、自由貯蓄預金、外貨預金等の要求払預金：3ヶ月以内の平均残額
 - 2) 定期預金、定期積立金、定期貯蓄等の貯蓄性預金：預金の残額又は総納入額
 - 3) 株式、収益証券、出資金、出資持分、不動産（年金）信託：最終相場価額。この場合、非上場株式の価額評価は「相続税及び贈与税法施行令」第54条第1項を準用します。
 - 4) 債権、手形、小切手、債務証券、新株引受権証券、譲渡性預金証券：額面価額
 - 5) 年金貯蓄：定期的に支給された金額又は最終残額
2. 信用情報
 - 1) 貸出現況及び延滞内容
 - 2) クレジットカードの未決済金額
3. 保険情報
 - 1) 保険証券：解約する場合、支給されることになる還付金又は最近1年以内に支給された保険金
 - 2) 年金保険：解約する場合、支給されることになる還付金又は定期的に支給される金額

留意事項

- 福祉対象者又は扶養義務者がこの同意書の提出を2回以上拒否・忌避する場合、「社会福祉事業法」第33条の3第3項、「国民基礎生活保障法」第22条第8項、「基礎老齢年金法」第7条第4項及び「乳幼児保育法」第34条の5第4項、「幼児教育法」第26条の4第4項及び「障がい者年金法」第9条第8項に基づき社会福祉サービス又は給与申請が却下されることがあります。
- この同意書は、「社会福祉事業法」第33条の2、「国民基礎生活保障法」第21条、「基礎老齢年金法」第6条及び「乳幼児保育法」第34条の4、「幼児教育法」第26条の2及び「障がい者年金法」第8条及び「一人親家庭支援法」第11条、「障がい者福祉法」第50条の2、「小・中等教育法」第60条の5に基づき、最初に社会福祉サービス及び給与を申請するときに一度だけ提出してください。
- 今後、「社会福祉事業法」第33条の3第3項及び「国民基礎生活保障法」第23条及び「障がい者年金法」第11条に基づく確認調査の場合は、同意書が追加で提出されなくても、保健福祉部長官は金融情報等の提供を要請できます。
- 同意者（福祉対象者又は扶養義務者）の金融情報等は「国民基礎生活保障法」第22条第6項及び第23条の2第6項、「乳幼児保育法」第34条の6第5項、「幼児教育法」第26条の3第5項、「緊急福祉支援法」第13条第7項及び「障がい者年金法」第9条第6項及び第12条第6項、「一人親家庭支援法」第12条の3、「障がい者福祉法」第50条の3第6項、「障がい児童福祉支援法」第15条第6項に基づき福祉対象者選定及び給与支給口座の有効性の確認のため、金融財産調査の目的以外の用途で使用したり、他人又は他の機関に提供されることはなく、これに違反した者には「社会福祉事業法」第53条の2により罰則規定を適用します。

第3節 新規受給申請後の調査及び判定基準

1 新規受給申請後の調査

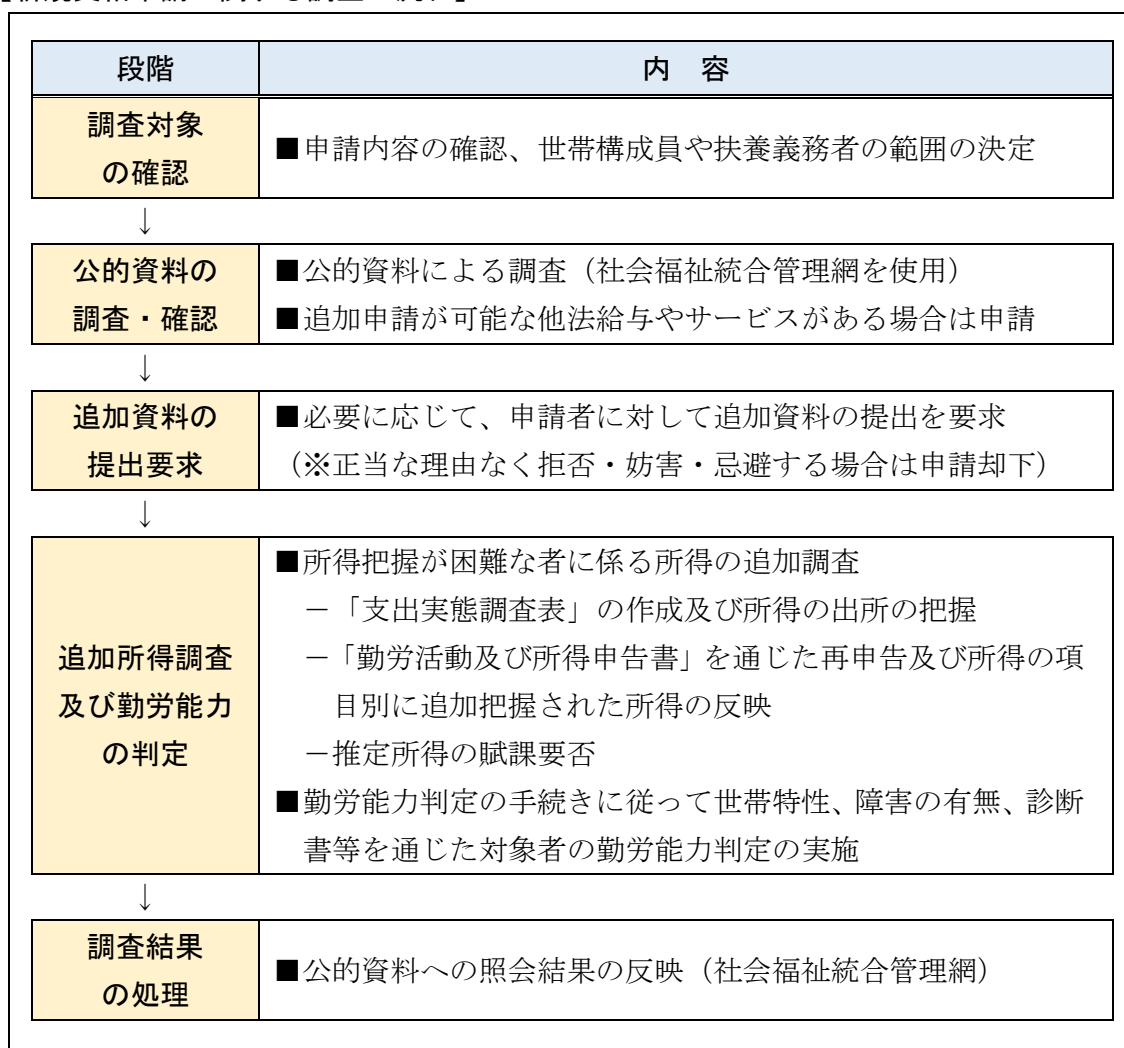
国民基礎生活保障の受給を希望する者から新規受給申請が行われると、該当する実施機関は申請内容に関する調査を実施する。例として、ソウル市内の住宅で生活する申請を行った場合、通常、住民センターが申請を受理し、自治区が調査を行う。

調査項目は、申請世帯構成員の所得や財産に関すること、扶養義務者の有無、扶養義務者の扶養能力判定を実施するために必要な事項等である。

【新規受給申請に係る調査項目】

- ①申請世帯構成員の所得や財産に関すること
- ②申請世帯構成員の就労能力、就業状態、自活欲求等の自活支援計画の樹立に関すること
- ③申請世帯構成員の生活実態、疾患や障がいの状態等に関すること
- ④扶養義務者の有無及び扶養義務者がいる場合、扶養義務者の扶養能力判定に必要な所得や財産に関すること

【新規受給申請に関する調査の流れ】



2 保障適用の要否判定に係る基準

国民基礎生活保障が適用される者の範囲は、「国民基礎生活保障法」第5条第1項で「扶養義務者がいない又は扶養義務者がいても扶養能力がないため扶養を受けることができない者で、かつ所得認定額が最低生計費を下回る者」と定められており、実施機関は新規受給申請者がこの扶養義務者に関する条件（以下「扶養義務者基準」という。）と所得に関する条件（以下「所得認定額基準」という。）の2つを満たしているかどうかの判定を行うこととなる。

国民基礎生活保障制度における「最低生計費」は、日本の生活保護制度における「最低生活費」に相当するものであるが、世帯構成員の年齢や特性、居住地域による金額の差はなく、世帯構成員の人数のみに基づいて定められている。

【最低生計費の月額（単位：ウォン、2014年基準）】

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
最低生計費	603,403	1,027,417	1,329,118	1,630,820	1,932,522

（1）所得認定額基準

「所得認定額基準」は、新規受給申請を行った世帯の所得認定額が世帯類型ごとに定められた「最低生計費（保健福祉部長官が決定した額）」と比較して下回るかどうかで判定されるものである。

所得認定額は、「所得評価額」と「財産所得換算額」により構成されており、実施機関はこれらの算定に必要な事項について調査を実施する。

【所得認定額基準】

■ 所得認定額 < 最低生計費 … 「所得認定額基準」を満たす。

■ 所得認定額 ≥ 最低生計費 … 「所得認定額基準」を満たさない。

[所得認定額の算定方法]

所得認定額 = (A) 所得評価額 + (B) 財産所得換算額

A : 所得評価額 = 実際の所得 - 世帯特性別支出 - 就労所得控除

B : 財産所得換算額 = (財産の種類別価格 - 基本財産額 - 負債) × 所得換算率

※ただし、A及びBがマイナスの場合は0ウォンとして算定する。

ア 所得に関する調査

国民基礎生活保障制度上、申請者（又は受給者）の所得は「所得評価額」として取扱われる。この「所得評価額」とは、実際の所得から世帯特性に基づく支出要因を反映した費用及び就労所得控除を差し引いた残りの金額のことである。

■ 所得評価額 = 実際の所得 - 世帯特性別支出 - 就労所得控除

また、対象となる所得には就労に基づく所得はもちろん、農業・林業・漁業等の事業所得、不動産等の賃貸や預金利息等の財産所得等多岐に渡る。

ただし、退職金・懸賞金・補償金等のように定期的に支給されない金品（財産として算定）や国家功労者・独立功労者等に手当として支給される金品、保育・教育等のサービスを受けるために提供される金品等は所得算定から除外されている。

【所得認定額の算定対象となる所得】

類 型	具体的な所得の例
就労所得	常時就労所得、日雇い就労所得
事業所得	農業所得、漁業所得、林業所得、その他所得（自営業者）
財産所得	賃貸所得、利息所得、年金所得
その他の所得	公的移転所得（国民年金等の各種年金、失業給付等の各種給付）

【世帯特性に基づく支出要因を反映した費用の一例】

- 「障がい者福祉法」に基づく障がい手当、障がい児童手当等
- 「障がい者年金法」に基づく基礎給与額、付加給与額
- 「一人親家庭支援法」に基づく児童養育費、追加児童養育費
- 「児童分野事業案内」に基づく少年少女家庭の付加給与
- 慢性疾患等の治療やリハビリのために6ヶ月以上持続的に支出する医療費

イ 財産に関する調査

国民基礎生活保障制度上、申請者（又は受給者）の財産は「財産所得換算額」として取扱われる。この「財産所得換算額」の算定対象となる財産は以下のとおりである。

【財産の所得換算の算定対象となる財産】

類 型	具体的な財産の例	算定基準
一般財産	土地、建築物及び住居	地方税法に基づく時価評価額 （土地は地域別適用率を使用）
	住居等の賃借保証金	賃貸借契約書上の保証金 （住宅は補正係数 0.95）
	船舶及び飛行機	地方税法上にに基づく時価標準額 ×補正係数 3.5
	100 万 W 以上の 家畜・種苗等の動産	調査日現在の市価（最高値額）
	立木財産	地方税法上にに基づく時価標準額
	各種会員権 （ゴルフ会員権等）	地方税法上にに基づく時価標準額

	免許漁業に対する権利等 (漁業権等)	地方税法上に基づく時価標準額
金融財産	現金、小切手、手形、株式、国・ 公債等の有価証券、預金、積立金、 掛け金、保険及び収益証券等	社会福祉統合管理網に基づく金融 財産別の価額
自動車	乗用自動車、乗合自動車、貨物自 動車、特殊自動車、三輪以下の小 型自動車	保健福祉部長官が定めた額

また、「財産所得換算額」は調査日現在の市価を基準とする「財産の種類別価格」から「基本財産額」及び「負債」を控除し、さらに「所得換算率」を乗じて算定される。

$$\blacksquare \text{財産所得換算額} = (\text{財産の種類別価格} - \text{基本財産額} - \text{負債}) \times \text{所得換算率}$$

【基本財産額】

地 域	大都市	中・小都市	農漁村
金 額	5,400 万ウォン	3,400 万ウォン	2,900 万ウォン

【所得換算率】

	住居用財産	一般財産	金融財産	乗用車
受給世帯構成員	月 1.04%	月 4.17%	月 6.26%	月 100%
扶養義務者	月 1.04%	月 4.17%		

このうち、自動車は基本的に世帯員名義の自動車は財産の所得換算の算定対象となり所得換算率 100%が適用される。ただし、自動車が当該世帯の生計維持のため直接的な手段になる場合は自動車価額が 50%に減免となり、障がい者が本人の直接的な移動手段として活用している場合は算定から除外され算定される。

なお、上記の減免及び除外の対象となる自動車には、名義者の特性等に応じて細かく排気量の上限が定められている。

（２）扶養義務者基準

「扶養義務者基準」は、新規受給申請を行った世帯構成員の扶養義務者（当該世帯構成員の１親等の直系血族及びその配偶者）の有無についての確認、そして扶養義務者がいる場合は当該扶養義務者の扶養能力が判定され判断が行われる。

【扶養義務者基準】

■以下のいずれかに該当する場合、「扶養義務者基準」を満たすこととなる。

- ①扶養義務者がいない
- ②扶養義務者はいるが、その扶養義務者に扶養能力がない
- ③扶養義務者はいるが、その扶養義務者の扶養能力が微弱なため、申請世帯に対する扶養支援を前提とした能力がないと認められる
- ④扶養義務者はいるが、その扶養義務者から扶養を受けることができない

世帯構成員に扶養義務者がいる場合、扶養義務者の扶養能力は以下の判定基準によって判断され、「扶養能力がない」又は「扶養能力が微弱である」に該当しない場合は基準を満たしていないこととなる。

【扶養能力判定の基本原則】

■以下の所得基準及び財産基準によって判定される。

◎「扶養能力がない」と判定される場合

所得基準：扶養義務者の所得が扶養義務者世帯の最低生計費の 130%未満

財産基準：扶養義務者の財産の所得換算額が受給者世帯及び扶養義務者世帯それぞれの最低生計費の合計の 42%未満

◎「扶養能力があるが微弱である」と判定される場合

所得基準：扶養義務者の所得が扶養義務者世帯の最低生計費の 130%以上、受給者世帯及び扶養義務者世帯それぞれの最低生計費の合計の 130%未満（扶養義務者が高齢者、障がい者、一人親世帯、難病疾患患者及び重症疾患患者である場合は 185%未満）

財産基準：扶養義務者の財産の所得換算額が受給者世帯及び扶養義務者世帯それぞれの最低生計費の合計の 42%未満

→「扶養能力が微弱である」場合、扶養義務者の所得に応じて扶養費が賦課される。

ただし、扶養義務者に「扶養能力がある」と判断された場合でも、当該扶養義務者が徴兵されている場合や海外へ移住している場合、刑務所等に収監されている場合等は扶養を受けることができないものとして、基準を満たすものとされる。

また、虐待被害児童として保護措置を受けている場合や離婚・暴力等による家族関係の断絶により扶養が受けることができない場合も同様に「扶養を受けることができない」ものとして判断される。

3 保障適用の要否判定に係る特例

基礎生活保障制度では、申請世帯全体を基準とした場合には基準を満たさないが、個人として一定の基準を満たす者については特例として保障対象者として支援を実施している。

(1) 医療給与特例

6ヶ月以上継続的に支出される医療費を実際の所得から控除した場合、選定基準を満たす、又は保障適用の決定後、当該医療費が発生せず、所得認定額が最低生計費を超過する世帯には、持続的な医療費を要する当該世帯構成員個人に対して医療給与を支給する。また、その者が出産した場合には出産給与を、死亡した場合には葬祭給与を支給する。

(2) 教育給与特例

高等学校の学費（入学金、授業料）として支出される費用を実際の所得から控除した場合、選定基準を満たす、又は保障適用の決定後、当該高等学校の学費費が発生せず、所得認定額が最低生計費を超過する世帯には、当該世帯構成員個人に対し、教育給与を支給する。また、その者が出産した場合には出産給与を、死亡した場合には葬祭給与を支給する。

なお、医療給与特例と教育給与特例は並行して同時に適用されることもある。

(3) 自活給与特例

実施機関が提供する自活勤労、自活共同体、自活インターン等の自活事業への参加による所得（自活給与）により所得認定額が最低生計費を超過する場合、生計給与及び住居給与は支給中止となるが、当該受給者への自活給与（自活事業等の参加機会の提供）は継続して実施する。

4 外国人に対する保障適用

国民基礎生活保障は一定の条件を満たす場合、外国人も対象とされており、その条件は次のとおりである。

【対象となる外国人の範囲】

- | |
|--|
| <p>■「出入国管理法」に基づく外国人登録を行った者で次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none">・韓国国民と婚姻中の者で、本人又は韓国国籍の配偶者が妊娠中である者・韓国国民と婚姻中の者で、韓国国籍の未成年の子女を養育している者（継父・継母者関係及び養親子関係を含む）・配偶者の韓国国籍である直系尊属と生計や住居を共にする者・韓国国民である配偶者と離婚した者・韓国国民の配偶者が死亡した者で韓国国籍の未成年の子女を養育している者・死亡した韓国国民である配偶者の胎児を妊娠している者 <p>■「難民法」に基づき法務部長官が難民と認定した者</p> |
|--|

5 地方生活保障委員会による審議と議決

広域自治体及び基礎自治体は、国民基礎生活保障制度の企画・調査・実施等に関する事項について審議・決議を行うため、「地方生活保障委員会」を設置している。

この委員会の委員は、15 名以内（委員長 1 名及び副委員長 1 名を含む。）で構成され、委員長は当該広域自治体又は基礎自治体の長が、副委員長は委員の互選によって選出されている。また、委員は社会保障に関する学識経験者、基礎生活保障関連の地域社会活動を行っている者、関係行政機関の公務員等が務める。

地方生活保障委員会は月に 1 回以上の頻度で開催され、広域自治体が設置する地方生活保障委員会では、当該広域自治体が実施する国民基礎生活保障の基本的方向性や実施計画の樹立に関する事項等が、基礎自治体が設置する地方生活保障委員会では、不正受給による保障費用の徴収等に関する事項や扶養義務者が扶養を拒否・忌避する理由の妥当性の判断等が審議・議決されている。

なお、地方生活保障委員会の審議事項をより専門的かつ迅速に審議・議決できるよう、7 名以内の委員による小委員会も設置することができ、自動車の取扱いに関する事項等、より具体的な事項に関する審議・議決が行われている。

【地方生活保障委員会の概要】

設 置 者	広域自治体の長	基礎自治体の長
委 員	15 名以内（委員長 1 名及び副委員長 1 名を含む。）	
開催頻度	月に 1 回以上	
審議事項 の例	①事業の基本的方向性や実施計画の樹立に関する事項 ②自活支援計画に関する事項 ③給与の実施に関する事項 ④自活基金の設置・運営に関する事項 等	法令に基づく事項 ①事業の基本的方向性や実施計画の樹立に関する事項 ②保障対象とならない生活困難者への給与決定に関する事項 ③自活支援計画に関する事項 ④給与の実施に関する事項 ⑤年間調査計画に関する事項 ⑥保障費用の徴収、返還等に関する事項 等 上記以外の事項 ①世帯特性に基づき所得換算から除外する財産に関する事項 ②扶養義務者が扶養を拒否・忌避する世帯に対する保障実施の必要性の判断 ③給与の決定・変更・中止に関する民願及び異議申請に関する事項 等
議決方法	在籍委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数の賛成により議決する。	

第4節 保障適用の決定通知

以上のように、実施機関は生活困窮者からの新規受給申請に基づき調査を実施。その結果を当該受給申請者の社会福祉統合管理網上のデータに反映させる。

これらの調査結果を基とした国民基礎生活保障を適用するか否かの判断は、実施機関によって原則14日以内に行われ、その結果は当該受給申請者に対して書面で通知される。ただし、扶養義務者の所得や財産等の調査に時間を要する等、特別な理由がある場合は30日まで延長されることがある。

【「社会福祉サービス及び給与決定・変更・停止・中止・喪失通知書－１面」】

[書式第 6 号－共通書式別紙第 6 号書式]

[1 面]

社会福祉サービス及び給与 [決定・変更・停止・中止・喪失] 通知書

申請人／ 世帯主	姓 名		生年月日		電話番号	
	住 所				携帯電話	
					電子メール	
	申請内容	申請区分		給与・サービス内容		

備考

1. あなたが申請した給与について調査・審議の結果、基礎生活保障の受給者として決定したことを通知します。

申請人との関係	給与対象者	生年月日	保証区分	保証給与	給与開始日
	個人別の姓名				

2. 居住地域、世帯構成、扶養義務者、所得・財産等に変動があるときは必ず管轄の 邑・面の事務所又は洞の住民センターに申告する必要がある、選定基準の超過、その他の事由の発生により資格が中止されたり、給与が減額されることがあります。

－ 中 止：外国に最近 6 ヶ月間、通算して 90 日を超過して滞留する場合、「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」及び「治療監護法」に伴う矯正施設又は治療監護施設に収容中の場合、失踪宣告手続き進行中の場合、家出又は行方不明として申告された後、1 ヶ月間が過ぎ、該当の事実を保障機関が確認した場合等

－ 給与の減少：3 ヶ月のうち、30 日以上 の期間、入院中 の場合等

3. 変更事由を申告しなかったり、虚偽の申告により不正な方法で給与を受けたり、他人に受けさせようとした場合、該当の給与は徴収され、刑事処罰を受けることがあります。

4. 基礎生活保障の受給者は、都市銀行・郵便局・信協・セマウル金庫等、金融券に受給者証明書を一緒に提出し、差し押さえ防止通帳を開設することができ、開設後、管轄の 邑・面の事務所又は洞の住民センター口座変更申請を行うことで給与が差し押さえられることを防ぐことができます。

1. あなたが申請した給与に対する調査・審議の結果、☐一人親家庭 ☐乳幼児保育 ☐障がい者福祉 ☐その他（ ）給与対象者として決定されたことを通知します。

申請人との関係	給与対象者	生年月日	保証区分	保証給与	保障期間
	個人別の姓名				

2. 居住地域、世帯構成、扶養義務者、所得財産等に変動があるときには、必ず管轄の 邑・面の事務所又は洞の住民センターに申告し、保障期間中であっても給与対象者の選定基準を超過するときには給与が中止されることがあります。

3. 虚偽やその他不正な方法で給与を受けた場合は不当に支給された給与又はサービスは徴収され、不正に受給した場合は刑事罰を受けることがあります。

【「社会福祉サービス及び給与決定・変更・停止・中止・喪失通知書－6面」】

[6 面]

☐ 不適合				
申 請 内 容	保障区分		給与・サービスの内容	
不適合事由	☐ 所得認定額が選定基準を超過 ☐ 扶養義務者の扶養基準を超過 ☐ 受給資格の審議結果、受給資格を未認定 ☐ その他			
案 内	1. あなたが申請した内容について調査・審議した結果、上と同様の事由で社会福祉サービス・給与の実施が不適合であると決定されました。 2. 以降、所得財産、扶養義務者、障がい、疾病、移動が不自由な方等、個人又は世帯条件等の変動等により生活が困難になり、社会福祉サービス・給与が必要な場合には再び申請することができ、保障基準に適合するときには社会福祉サービス・給与を受けることができることをお知らせします。			
☐ 変更・停止・中止・喪失				
変 更	日 時	年 月 日から	内 容	
	事 由	☐ 所得・財産・勤労能力の変動 ☐ 世帯構成員の死亡・出生・現役入隊・矯正施設収用等の世帯構成員の変動 ☐ 世帯構成員の転出入等、居住地の変動等 ☐ その他 ()		
停 止	日 時	年 月 日から	内 容	
	事 由	☐ 禁固以上の刑を宣告され「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」に基づく矯正施設又は治療看護法に基づく治療看護施設に収容中の場合 ☐ 行方不明や失踪等の理由で死亡したものと推定される場合 ☐ 海外在留期間が 180 日以上、継続される場合 ☐ その他 ()		
中 止	日 時	年 月 日から	内 容	
	事 由	☐ 所得・財産等の選定基準の超過 ☐ 扶養義務者の扶養事実の確認（扶養基準の超過） ☐ 保障施設入所、矯正施設収容等、居住実態の変動 ☐ 最近 6 ヶ月間、通算 90 日超過、海外滞在（障がい者活動支援受給者の場合、海外滞在期間 60 日以上） ☐ 保護対象者の給与中止要請 ☐ 保障機関の資料提出要求の拒否・忌避、虚偽の資料を提出した場合 ☐ 障がい者活動支援受給者が医療機関に 30 日以上入院中の場合 ☐ 障がい者活動支援受給者が活動支援給与に相当する給与を受ける場合 ☐ その他 ()		
喪 失	日 時	年 月 日から	内 容	
	事 由	☐ 死亡 ☐ 国籍の喪失 ☐ 国外への移住 ☐ 所得・財産等選定基準の超過 ☐ 障がい等級の変更により重度障がい者（障がい活動支援受給者の場合、1 級）に該当しない ☐ その他 ()		

【「社会福祉サービス及び給与決定・変更・停止・中止・喪失通知書」7面】

〔7面〕

備 考	※処理期限の経過事由等
1. 社会福祉サービス及び給与の申請（変更）等に対して審議した結果、以上のとおり決定されたことをお知らせするとともに、相談されることがおありの場合、いつでも担当者を訪ねていただければ詳しい説明をいたします。 2. 以上の決定事項に対して異議がある場合は、次のような手続きにより異議申請を行うことができます。 （１）基礎生活保障：市長・郡守・区庁長の決定に対して異議がある場合には決定通知を受けた日から 60 日以内に当該市長・郡守・区庁長を経由して市・道知事へ、市・道知事の決定に対して異議がある場合には決定通知を受けた日から 60 日以内に保健福祉部長官へ口頭又は書面により申請 （２）一人親家庭、障がい者福祉、障がい者活動支援、零幼児保育・幼児学費：決定通知を受けた日から 90 日以内に書面により市長・郡守・区庁長へ申請 （３）障がい者給与：決定があることを知った日から 90 日以内（ただし、正当な理由により異議申請ができないことを証明したときには、その理由が消滅したときから 60 日以内）に、書面により特別自治道知事・市長・郡守・区庁長へ申請 （４）基礎老齢年金：決定があることを知った日から 90 日以内（ただし、正当な理由により異議申請ができないことを証明したときには、その理由が消滅したときから 60 日以内）に、書面により特別自治道知事・市長・郡守・区庁長又は国民年金公団へ申請 （５）社会サービス利用券（バウチャー）事業：決定通知を受けた日から 60 日以内に書面により市長・郡守・区庁長へ申請 （６）他の法律に規定がない場合、「民願事務処理に関する法律」第 18 条により決定日から 90 日以内に処分庁へ異議申請をすることができます。 3. 以上の決定事項に対する異議申請とは別に、決定があることを知った日から 90 日以内（決定があった日から 180 日以内）に、市・道知事に属する行政審判委員会へ書面により行政審判を提議することができます。 4. 受給期間中、人的事項及び所得・財産の変動、支給停止事由の消滅等、変動事項の発生時、市・郡・区（邑・面・洞）へ申告されるようお願いします。	
年 月 日	
担 当 者 職 級	
姓 名	
問 合 せ 電 話 番 号 ：	
特別自治道知事・市長・郡守・区庁長	

第5節 給与の実施

1 給与実施の基本原則

国民基礎生活保障制度における「給与」とは、日本の生活保護制度における「扶助」に相当し、「給与」は以下の7つの原則に基づき実施されている。

(1) 最低生活保障の原則

生活が困難な者に対して、生計、住居、医療、教育、自活等に必要な給与を支給し、これらの者の最低生活を保障する。

(2) 補充給与の原則

給与の水準は、受給世帯の所得認定額と当該受給世帯に支給する各給与の合計額が最低生計費以上になる水準とする。

(3) 自立支援の原則

勤労能力がある受給者には自活事業への参加を条件として給与を支給する。

また、この場合、受給世帯別に自活支援計画を作成し、自活事業に参加することを条件として付与することとし、この条件に従わない者には生計給与の一部又は全部の支給を行わないこととする。

(4) 個別性の原則

給与水準の決定には個々の受給者の状況を最大限反映させることとし、そのために実施機関は受給者及び扶養義務者の所得・財産、受給者の勤労能力・就職状態・自活欲求等自活支援計画の樹立に必要な事項、そして健康状態・生活実態に関する事項等を調査する。

(5) 家族扶養の優先の原則

国民基礎生活保障の申請者及び受給者が扶養義務者から扶養を受けることができる場合は、扶養義務者による扶養は基礎生活保障による給与に優先して実施されなければならない。

また、受給者に扶養能力のある扶養義務者がいることが確認された場合、実施機関は扶養義務者から当該受給者に支給した保障費用を徴収することができる。

(6) 他法支援優先の原則

国民基礎生活保障の申請者及び受給者が別の法令に基づく支援を受けることができる場合には、当該支援は国民基礎生活保障に優先して実施されなければならない。

(7) 普遍性の原則

国民基礎生活保障法において規定されている基準を満たす国民に対しては、性別、職業、年齢、教育水準、所得源、その他の理由により受給権を剥奪してはならない。

2 給与の種類及び程度

国民基礎生活保障は、生計給与、住居給与、医療給与、教育給与、出産給与、葬祭給与、自活給与の7種類により支援が実施されている。

(1) 生計給与

生計給与は、受給者が日常生活を送る上で必要な物資である衣料品、食料品、燃料等を購入するための金品として現金を支給するものである。ただし例外として、受給世帯の世帯主がアルコール中毒を患っている等、現金の使用について正常な判断が困難な場合には、実施機関の判断により食品券や食堂利用券等の形で支給される場合がある。生計給与は毎月20日に支給される。

生計給与の基準額は、現金給与基準額（＝所得がない世帯が受け取ることができる金額）から世帯の所得認定額を差し引きした額に77.968%を乗じた金額である。

(2) 住居給与

住居給与は、受給者が居住するために必要な住居の確保に必要な賃借料、維持補修費等の費用を支給する制度である。

住居給与の基準額は、現金給与基準額から世帯の所得認定額を差し引きした額に22.032%を乗じた金額である。

なお、維持補修費は持ち家世帯を対象に家屋等の維持補修作業を実施する形で現物支給される。支給頻度は概ね3年に1回程度であり、作業は原則として受給者が参加する「家屋修理事業団」によって実施される。

【現金給与基準額・月額（単位：ウォン）】

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
最低生計費 (A)	603,403	1,027,417	1,329,118	1,630,820	1,932,522
他法支援額 (B)	115,340	196,391	254,060	311,731	369,402
現金給与基準 (C=A-B)	488,063	831,026	1,075,058	1,319,089	1,563,120

※他法支援額には医療費、教育費及び住民税やテレビ受信料等が含まれる。

【生計給与・住居給与の月額（単位：ウォン）】

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
生計給与額 (77.968%)	<u>380,531</u>	<u>647,932</u>	<u>838,198</u>	<u>1,028,463</u>	<u>1,218,729</u>
住居給与額 (22.032%)	<u>107,532</u>	<u>183,094</u>	<u>236,860</u>	<u>290,626</u>	<u>344,391</u>
現金給与基準 (100%)	488,063	831,026	1,075,058	1,319,089	1,563,120

【生計・住宅給与の支給額算定例（１人世帯、所得認定額が 150,000W の場合）】

■現金給与額 488,063W － 所得認定額 150,000W ＝ 支給額 338,063W

内訳 生計給与：263,581W（支給額の 77.968%）

住居給与：74,482W（支給額の 22.032%）

（３）医療給与

医療給与は、受給者が適切な医療を受けるために必要な費用を支給する制度であり、具体的な支給内容は「医療給与法」により定められている。

受給世帯は、まず世帯構成員の勤労能力の有無により種別で分けられ、勤労能力がない者だけで構成されている世帯の世帯員は「国民基礎１種受給者」、それ以外の世帯の世帯員は「国民基礎２種受給者」と分類され、１種受給者には医療費のほぼ全額が支給される。一方、２種受給者には医療費の 10%が本人自己負担額として請求されている。

（４）教育給与

教育給与は、受給者の自立能力の養成と貧困の世代間連鎖を遮断することを目的に、受給者が適正な教育を受けるための費用を支給する制度である。

具体的な対象経費は入学金、授業料、教科書代、副教材代、学用品費等である。

【教育給与の内容】

対象者	内 容	程 度
小学生、中学生	副教材費	年間 38,700 ウォン／人
中学生、高校生	学用品費	年間 52,600 ウォン／人
高校生	入学金、授業料	年度別・給地（市、農漁村、僻地）別に学校長が告知した入学金、授業料の全額
高校生	教科書代 （副教材費を含む）	年間 129,500 ウォン／人

（５）出産給与

出産給与は、受給者が出産時及び出産の前後に必要な費用を支給する制度であり、出生児 1 人につき 60 万ウォンが現金で支給される。

（６）葬祭給与

葬祭給与は、受給者が死亡した場合に必要な検死、運搬、火葬又は埋葬等の費用を支給する制度である。死亡した者 1 人につき 75 万ウォンが現金で支給される（ただし、実施機関が現金での支給を適当でないとは判断する場合は現物により支給される場合がある）。

なお、葬祭給与は葬祭を行う者に対して支給されることが原則であるが、単身世帯の場合やその他やむを得ない事情がある場合は、実施機関の長が葬祭を行う者を指定

し、その者に対して支給することができる。

また、死亡した受給者が単身世帯でかつ扶養義務者がいない場合は、実施機関の長はまず死亡した受給者の遺留金品を葬祭費用に充当し、不足した場合に不足分について葬祭給与で支給する。葬祭費用に充当して残った金品は財産相続に関する一般的な規定により処理される。

(7) 自活給与

自活給与は、受給者の自活支援を目的として生業資金の貸与、職業訓練の実施、就業斡旋、公共就労の機会の提供等を通じた受給者の自立支援に関する給与である。

国民基礎生活保障の適用決定後、稼働年齢層の者に対しては就労能力判定が実施され、判定結果に応じた内容の自活給与が実施されている。

3 減免制度

国民基礎生活保障の受給世帯に対しては、住民税の非課税、各種公共料金の減免等が実施されている。

【減免制度の一覧】

減免制度		減免内容
住民税非課税		非課税
TV 受信料免税（社会福祉施設を含む）		月受信料免税
住民登録票閲覧・発給手数料免税	手数料免税	
住民登録証再発給手数料免税		
謄本・抄本発給手数料免税		
上水道料金減免（ソウル市の場合）		口径別基本料金
下水道料金減免（ソウル市の場合）		基本量免税
従量制廃棄物手数料減免		該当手数料減免、ごみ袋支給
福祉電話サービス	【有線電話】 加入費及び移転費免税、月基本料及び 114 案内料のうち月 150 度数控除、市内及び市外通話料 30%減免（月 1 万ウォン以内）	
	【移動電話】 加入費免税、月基本料及び通話料 50%減免	
	【インターネット接続サービス】 接続料月額 30%減免	
電話基本料金減免（福祉電話サービス対象者及び施設受給者は除外）		月基本料金のうち、1,000～1,200 ウォン減免（地域により異なる）
電気料金割引		20%減免
ガス料金割引		1 m ² あたり 71 ウォン割引（料金の約 10%以内で割引）

4 給与の実施に必要な事項の調査

実施機関は、受給世帯の受給資格や給与の種類・程度、実施機関等の決定にあたり必要な事項の調査を実施する。

一般的な確認方法は、受給世帯による申告、受給世帯及び関係者からの給与変更申請、実施機関による調査の実施である。また、併せて社会福祉統合管理網を使用して受給世帯構成員及び扶養義務者の居住地、所得・財産の変動等について調査が実施される。

実施機関による調査は、福祉担当公務員による家庭訪問等も実施されている。家庭訪問では、受給世帯構成員の居住実態の確認や公的資料で把握できない所得・財産・扶養の状況、扶養義務者の有無、受給世帯構成員の勤労能力や世帯特性に関する事項等について調査が実施される。

なお、家庭訪問の頻度は通常「年1回以上」であり、日本の生活保護制度における家庭訪問の頻度と比べると少ない印象を受ける。その理由は、国民基礎生活保障の担当公務員だけに限らず、当該世帯に対して福祉サービスを実施する機関の職員が家庭訪問を実施した際等に把握できた情報もすべて社会福祉統合管理網上のデータに反映され、関係機関で共有されているためである。そのため、少ない家庭訪問の頻度でも受給世帯の状況について把握することが可能となっている。

【受給世帯に関する調査項目例】

調査類型	調査事項
居 住 地	世帯の居住地、世帯構成員の転出・転入の状況
世帯構成員	世帯構成員の出生・死亡、世帯構成員の結婚・離婚、世帯構成員の出入国、世帯構成員の軍隊入隊・除隊、世帯構成員の矯正施設入所・退所、世帯構成員の家出・失踪
所得・財産	世帯構成員の就労所得・事業所得・財産所得・その他の所得、世帯構成員の一般財産・金融財産・自動車等
そ の 他	姓名、住民登録番号、扶養義務者の有無、健康状態・障がいの状態等就労能力や世帯特性に関する事項

【扶養義務者に関する調査項目例】

調査類型	調査事項
居 住 地	世帯の居住地、世帯構成員の転出・転入の状況
世帯構成員	世帯構成員の出生・死亡、住民登録の状況、世帯構成員の結婚・離婚、世帯構成員の軍隊入隊・除隊、世帯構成員の矯正施設入所・退所
所得・財産	世帯構成員の就労所得・事業所得・財産所得・その他の所得、世帯構成員の一般財産・金融財産・自動車等
そ の 他	姓名、住民登録番号、扶養義務者の有無、健康状態・障がいの状態等就労能力や世帯特性に関する事項

5 就労能力判定

新規受給申請を行った世帯に18歳以上、64歳以下の年齢の世帯構成員がいる場合、その世帯構成員個々の特性に応じた就労能力の判定が実施される。

就労能力がない者として認定されるのは、重度の障がい者や病気・怪我又はその後遺症の治療や療養が必要な者、その他20歳未満の中学校・高校の在学学生等であり、これらに該当する者だけで構成された世帯に対しては、自立を支援するための世帯認定特例や扶養義務者の所得基準緩和、受給者財産範囲特例等が適用される。

6 不正受給への対応

国民基礎生活保障制度では、虚偽又はその他不正な方法で給与を受けたり、他人に給与を受けさせた者は不正受給者とされる。この不正受給者は、受給者だけでなく、不正行為に関わった扶養義務者やその他関係者も対象となる。

(1) 受給者からの保障費用の徴収

不正受給が疑われる場合は、当該受給者に対して給与を支給した実施機関が不正受給に関する調査を実施し、公正な判断が必要な場合には地方生活保障委員会で審議され、不正受給に該当するかどうかの判断が行われる。

その後、不正受給と判断された場合は、実施機関は当該不正受給者に対して支給した費用の徴収や告発の検討・実施を行う。また、当該世帯は重点管理対象世帯として管理される。

なお、実施機関は当該不正受給者の不正受給を行った理由や生活実態等を勘案して保障費用徴収の可否を決定する。原則的にはすべての費用が徴収対象となるが、実施機関が不正受給者の生活実態や世帯特性等を考慮して必要だと認める場合や自然災害等により保障費用の徴収が不可能な場合は地方生活保障委員会での審議・議決を経て、保障費用の徴収対象から除外される場合がある。

(2) 扶養義務者やその他関係者からの保障費用の徴収

国民基礎生活保障の受給者に扶養能力のある扶養義務者がいることが確認された場合、実施機関は地方生活保障委員会の審議・議決を経て、その費用の全部又は一部を当該扶養義務者から扶養義務の範囲内で徴収する。地方生活保障委員会は扶養義務者からの徴収の可否だけでなく、徴収金額、徴収周期等についても審議・議決を行う。

(3) 不正受給者の告発、消滅時効

不正受給の期間が6ヶ月以上又は不正受給の金額が300万ウォン以上の場合、告発が行われる。

なお、保障費用の徴収権は5年間行使されなければ時効によって消滅する。

7 異議申請

新規受給申請、給与変更申請等の申請者は当該申請に対する実施機関の決定内容に異議がある場合は異議申請を行うことができる。

異議申請は書面又は口頭により行うことができ、口頭で申請が行われた場合は申請を受理した実施機関の公務員が異議申請書の作成に協力しなければならない。なお、異議申請は決定通知書等を受けた日から 60 日以内に行わなければならない。

異議申請を受理した実施機関は、10 日以内に異議申請書、当該異議申請に対する意見書及び関係書類を添付し、上級実施機関の長に送付する（※基礎自治体の長の決定に対する異議申請は広域自治体の長へ送付され、広域自治体の長の決定に対する異議申請は保健福祉部長官に送付される）。

異議申請書を受理した上級実施機関の長は、当該機関の担当公務員に対して現場調査の実施や調査結果報告書の作成等を指示し、異議申請書を受理した日から 30 日以内に却下、棄却、処分の変更・取消し、その他必要な給与の実施を命じなければならない。当該処分内容は書面により遅滞なく異議申請者及び当該下級実施機関の長に通知されなければならない。

第 6 節 保障施設における国民基礎生活保障の実施

基礎生活保障による給与は受給者の住居で実施されることが原則であるが、受給者に住居がない、あるいは受給者本人が宿泊や食事が提供される施設での生活を希望する場合には、実施機関は当該受給者に対する給与実施に係る業務を「社会福祉事業法」に基づく社会福祉施設に委託することができる。このように、給与実施に係る業務を委託された社会福祉施設は「保障施設」と呼ばれている。

【保障施設の一覧】

区分	施設の種類	特性
障がい者福祉施設 (障がい者福祉法)	障がい者居住施設(障がい者短期居住施設、障がい者共同生活家庭を除く)	障がい者に対する居住・療養・支援等サービスの提供及び地域社会生活支援
高齢者福祉施設 (高齢者福祉法)	養老施設	受給者及び扶養義務者から適切な扶養を受けられない 65 歳以上の者等
	高齢者共同生活家庭	受給者及び扶養義務者から適切な扶養を受けられない 65 歳以上の者等
	高齢者療養施設	受給者及び扶養義務者から適切な扶養を受けられない 65 歳以上の療養の必要な者等
	高齢者療養共同生活家庭	受給者及び扶養義務者から適切な扶養を受けられない 65 歳以上の重度の高齢者性疾患者等
児童福祉施設 (児童福祉法)	児童養育施設	保護対象児童を入所させ、保護・養育・就業訓練・自立支援サービス等を提供
	児童一時保護施設	一時保護の後、養育対策樹立・保護措置
	児童保護治療施設	不良児童の先導及び健全な社会人育成

	自立支援施設	福祉施設の出所者に就業準備期間又は就業後一定期間保護による自立支援
	総合施設	
精神保健施設 (精神保健法)	精神療養施設	精神疾患者を入所させ療養及び社会復帰訓練を実施
	精神疾患者社会復帰施設(精神疾患者生活施設のうち、入所生活施設のみ該当)	精神疾患者に対して社会復帰促進訓練を実施
野宿者福祉施設 (野宿者等の福祉及び自立支援に関する法律)	野宿者リハビリ施設	身体及び精神障がい等で自立が困難な野宿者等に治療及びリハビリサービスを提供する施設
	野宿者療養施設	健康上の問題等で短期間での家庭及び社会復帰が困難な野宿者等に療養サービスを提供する施設
一人親家庭福祉施設(一人親家庭支援法)	母子家庭福祉施設	母子家庭に生計・住居及び自立を支援する施設
	父子家庭福祉施設	父子家庭に生計・住居及び自立を支援する施設
	未婚の母親家庭福祉施設	未婚の母親家庭と出産未婚の母親等に生計・住居及び自立を支援する施設
	一時支援福祉施設	配偶者(事実婚関係を含む)はいるが、配偶者の虐待により児童養育及び一人親の健康に支障を招く恐れがある場合、住居と生計を支援する施設
女性保護施設 (性売買防止及び被害保護等に関する法律)	一般支援施設	入所希望者、保護処分者を対象に6ヶ月の範囲内で食事及び宿泊の提供、自立支援を行う施設
	青少年施設	性売買被害者である青少年を対象に1年の範囲内で宿泊の提供、教育・自立支援を行う施設
性暴力・家庭暴力被害者施設(性暴力防止及び被害者保護等に関する法律、家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律)	性暴力被害者保護施設 家庭暴力被害者保護施設	被害者の一時保護、社会復帰の支援 施設保護、家庭復帰支援、その他保護施設の委託
その他の社会福祉施設	ハンセン生活施設	無委託 ハンセン患者の保護及び療養サービスの提供
	結核療養施設	無委託 結核患者の保護及び療養サービスの提供

第 7 節 国民基礎生活保障の中止

国民基礎生活保障の受給者に選定された後、受給者の所得増加等により給与の全部又は一部がなくなつた場合、あるいは受給者自身が給与の全部又は一部を拒否した場合、条件付きで選定された受給者が条件を履行しなかった場合等に中止される。

給与の中止は実施機関の長が行い、当該実施機関の長が中止を決定した日が属する月又は受給者が履行すべき条件を履行しなかった月の翌月から中止となる。この場合、中止決定と中止理由について書面で通知される。

参考一「国民基礎生活保障法」条文一

「国民基礎生活保障法」

(法律第 11248 号、2012 年 2 月 1 日一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、生活が困難な者に必要な給与を実施し、これらの者の最低生活を保障して自活を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「受給権者」とは、この法律に基づく給与を受けることができる資格のある者をいう。
- 二 「受給者」とは、この法律に基づく給与を受ける者をいう。
- 三 「受給品」とは、この法律に基づき受給者に支給又は貸与する金銭や物品をいう。
- 四 「保障機関」とは、この法律に基づく給与を実施する国家又は地方自治体をいう。
- 五 「扶養義務者」とは、第 5 条に基づく受給権者を扶養する責任のある者で、受給権者の 1 親等の直系血族及びその配偶者をいう。
- 六 「最低生計費」とは、国民が健康で文化的な生活を維持するために必要な最小限の費用として第 6 条に基づき保健福祉部長官が公表する金額をいう。
- 七 「個別世帯」とは、この法律に基づく給与を受ける、又はこの法律に基づく資格要件に関する調査を受ける基本単位として受給者又は受給権者で構成された世帯をいう。この場合、個別世帯の範囲等、具体的な事項は大統領令で定める。
- 八 「所得認定額」とは、個別世帯の所得評価額と財産の所得換算額を合算した金額をいう。
- 九 「個別世帯の所得評価額」とは、個別世帯の実際所得に関わらず、保障機関が給与の決定及び実施等のために算出した金額をいう。この場合、所得評価額は世帯特性に基づく支出要因と勤労を促すための要因等を反映しなければならず、実際所得の具体的な範囲は大統領令で定め、所得評価額の具体的な算定方式は保健福祉部令で定める。
- 十 「財産の所得換算額」とは、保障機関が給与の決定及び実施等のため個別世帯の財産価額に所得換算率を乗じて算出した金額をいう。この場合、個別世帯の財産範囲・財産価額の算定基準及び所得換算率、その他に必要な事項は保健福祉部令で定める。
- 十一 「次上位階層」とは、受給権者（第 5 条第 2 項に基づき受給権者として取り扱う者を除く）に該当しない階層として、所得認定額が大統領令で定める基準以下である階層をいう。

(給与の基本原則)

第3条 この法律に基づく給与は、受給者が自身の生活の維持・向上のため、その所得、財産、勤労能力等を活用して最大限努力することを前提とし、これを補充・発展させることを基本原則とする。

2 扶養義務者の扶養、他の法令に基づく保護は、この法律に基づく給与に優先して行われるものとする。ただし、他の法令に基づく保護の水準がこの法律で定める水準に達しない場合は、残り部分についてこの法律に基づく給与を受ける権利を失わない。

(給与の基準等)

第4条 この法律に基づく給与は、健康で文化的な最低生活を維持することができるものでなければならない。

2 この法律に基づく給与の基準は、保健福祉部長官が受給者の年齢、世帯規模、居住地域、その他生活条件等を考慮し、給与の種類別に定める。

3 保障機関は、この法律に基づく給与を個別世帯を単位として実施するが、特に必要であると認められる場合は個人を単位として実施することができる。

(受給権者の範囲)

第5条 受給権者は、扶養義務者がいない、扶養義務者がいても扶養能力がない、あるいは扶養を受けることはできない者で所得認定額が最低生計費以下である者とする。

2 第1項に基づく受給権者に該当しない生活困難者のうち、一定期間、この法律で定める給与の全部又は一部が必要であると保健福祉部長官が認定する者は受給権者として取り扱う。

3 第1項の扶養義務者がいても扶養能力がない、あるいは扶養を受けることができない場合は大統領令で定める。

(外国人に対する特例)

第5条の2 国内に滞在している外国人のうち、大韓民国の国民と婚姻して本人又は配偶者が妊娠中、あるいは大韓民国国籍の未成年の子女を養育、配偶者の大韓民国国籍である直系尊属と生計や住居を共にしている者で、大統領令で定める者が第5条に該当する場合には受給権者とする。

(最低生計費の決定)

第6条 保健福祉部長官は、国民の所得・支出水準及び受給権者の世帯類型等の生活実態、物価上昇率等を考慮して最低生計費を決定しなければならない。

2 保健福祉部長官は、毎年9月1日まで第20条第2項に基づく中央生活保障委員会の審議・議決を経て、次の年度の最低生計費を公表しなければならない。

3 保健福祉部長官は、最低生計費を決定するために必要な計測調査を3年毎に実施するものとし、それに必要な事項は保健福祉部令で定める。

第2章 給与の種類と方法

(給与の種類)

第7条 この法律に基づく給与の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 生計給与
- 二 住居給与
- 三 医療給与
- 四 教育給与
- 五 出産給与
- 六 葬祭給与
- 七 自活給与

- 2 受給権者に対する給与は、第1項第1号の生計給与と受給者の必要に応じて同項第2号から第7号までの給与を合わせて実施するものとする。この場合、給与の水準は、第1項第1号から第4号まで及び第7号の給与と受給者の所得認定額を合算して最低生計費以上となるようにしなければならない。
- 3 次上位階層に属する者（以下「次上位者」という。）に対する給与は、保障機関が次上位者の世帯別の生活条件を考慮して、予算の範囲で第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に基づく給与の全部又は一部を実施することができる。この場合、次上位者に対する給与の基準及び手続き等について必要な事項は、大統領令で定める。
- 4 第1項第3号の医療給与は、別に法律で定めるところによる。

(生計給与の内容)

第8条 生計給与は、受給者に衣服、食物、燃料費、その他日常生活において基本的に必要な金品を支給し、その生計を維持できるようにするものとする。

(生計給与の方法)

第9条 生計給与は、金銭により支給するものとする。ただし、金銭で支給できない、又は金銭で支給することが適当でないと認められる場合には物品により支給できる。

- 2 第1項の受給品は、大統領令で定めるところにより、毎月定期的に支給しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、支給方法を別に定めて支給することができる。
- 3 第1項の受給品は、受給者に対して直接支給する。ただし、第10条第1項ただし書きにより、第32条に基づく保障施設や他の世帯に委託して生計給与を実施する場合は、その委託された者に対してこれを支給することができる。この場合、保障機関は保健福祉部長官が定めるところにより、定期的に受給者の受給の有無を確認しなければならない。
- 4 生計給与は、保健福祉部長官が定めるところにより、受給者の所得認定額等を考慮して制限支給することができる。

5 保障機関は、大統領令で定めるところにより、勤労能力のある受給者に対して自活に必要な事業に参加することを条件として生計給与を実施することができる。この場合、保障機関は第 28 条に基づく自活支援計画を考慮し、条件を提示しなければならない。

(生計給与を実施する場所)

第 10 条 生計給与は、受給者の住居で実施する。ただし、受給者に住居がない、住居があってもそこで給与の目的を達成することができない、又は受給者が希望する場合には受給者を第 32 条に基づく保障施設や他の世帯に委託して給与を実施することができる。

2 第 1 項により、受給者に対する生計給与を他の世帯に委託して実施する場合は、住居の賃借料及びその他居住の維持に必要な費用を受給品に加算して支給する。この場合、第 7 条第 1 項第 2 号の住居給与が実施されたものとして取り扱う。

(住居給与)

第 11 条 住居給与は、受給者に住居の安定に必要な賃借料、維持・修繕費、その他に大統領令で定める受給品を支給するものとする。

2 住居給与の基準及び支給手続き等について必要な事項は、保健福祉部令で定める。

(教育給与)

第 12 条 教育給与は、受給者に入学金、授業料、学用品費、その他の受給品を支給するものとし、学校の種類・範囲等について必要な事項は大統領令で定める。

2 教育給与は、金銭又は物品を受給者又は受給者の親権者や後見人に支給するものとする。ただし、保障機関が必要であると認める場合には受給者が在学する学校の長に受給品を支給することができる。

(出産給与)

第 13 条 出産給与は、受給者に次の各号に掲げる給与を実施するものとする。

一 助産

二 分娩前、分娩後に必要な措置と保護

2 出産給与は、保健福祉部令で定めるところにより、保障機関が指定する医療機関に委託して実施することができる。

3 出産給与に必要な需給品は、保健福祉部令で定めるところにより、受給者やその世帯主又は世帯主に準ずる者に支給する。ただし、第 2 項によりその給与を医療機関に委託する場合には受給品をその医療機関に支給することができる。

(葬祭給与)

第 14 条 葬祭給与は、受給者が死亡した場合、死体の検死・運搬・火葬又は埋葬、その他の葬祭措置をするものとする。

2 葬祭給与は、保健福祉部令で定めるところにより、実際に葬祭を実施する者に対して葬祭に必要な費用を支給するものとする。ただし、その費用を支給できない場合や費用を支給することが適当でないと認められる場合には物品を支給することができる。

(自活給与)

第 15 条 自活給与は、受給者の自活を支援するために次の各号に掲げる給与を実施するものとする。

- 一 自活に必要な金品の支給又は貸与
- 二 自活に必要な勤労能力の向上及び技能習得の支援
- 三 就業斡旋等の情報提供
- 四 自活のための勤労機会の提供
- 五 自活に必要な施設及び装備の貸与
- 六 創業教育、機能訓練及び技術・経営指導等の創業支援
- 七 自活に必要な資産形成の支援
- 八 その他に大統領令で定める自活のための各種支援

2 第 1 項の自活給与は、関連公共機関・非営利法人・施設とその他大統領令で定める機関に委託して実施することができる。この場合、それに要する費用は保障機関が負担する。

第 2 章の 2 自活支援

(中央自活センター)

第 15 条の 2 受給者及び次上位者の自活促進に必要な次の各号に掲げる事業を実施するため、中央自活センターを設置することができる。

- 一 自活支援のための調査・研究・教育及び広報事業
- 二 自活支援のための事業の開発及び評価
- 三 第 15 条の 3 に基づく広域自活センター、第 16 条に基づく地域自活センター及び第 18 条に基づく自活企業の技術・経営指導及び評価
- 四 自活関連機関の間の協力体制及び情報ネットワークの構築・運営
- 五 就職・創業のための自活促進プログラム開発及び支援
- 六 その他自活促進に必要な事業として保健福祉部長官が定める事業

2 中央自活センターは法人とする。

3 政府は、中央自活センターの設置及び運営に必要な経費の全部又は一部を補助することができる。

4 第 1 項及び第 2 項で規定した事項のほか、中央自活センターの設置及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

(広域自活センター)

第 15 条の 3 保障機関は、受給者及び次上位者の自活促進に必要な次の各号に掲げる事業を実施するため、社会福祉法人等の非営利法人、団体（以下、この条において「法人等」という。）を法人等からの申請に基づき特別市・広域市・道・特別自治道（以下「市・道」という。）単位の広域自活センターに指定することができる。この場合、保障機関は法人等の地域社会福祉事業及び自活支援事業の実行能力・経験等を考慮しなければならない。

- 一 市・道単位の自活企業の創業支援
- 二 市・道単位の受給者及び次上位者に対する就職・創業支援及び斡旋
- 三 第 16 条に基づく地域自活センター従事者及び参加者に対する教育訓練及び支援
- 四 地域特化型自活プログラムの開発・普及及び事業開発支援
- 五 第 16 条に基づく地域自活センター及び第 18 条に基づく自活企業に対する技術・経営指導

六 その他自活促進に必要な事業として保健福祉部長官が定める事業

- 2 保障機関は、広域自活センターの設置及び運営に必要な経費の全部又は一部を補助することができる。
- 3 保障機関は、広域自活センターに対し定期的に事業実績及び運営実態を評価し、受給者の自活促進を達成できない広域自活センターに対しては、その指定を取り消すことができる。
- 4 第 1 項から第 3 項までに規定した事項のほか、広域自活センターの申請・指定及び取消し手続きと評価、その他に運営等に必要な事項は保健福祉部令で定める。

(地域自活センター等)

第 16 条 保障機関は、受給者及び次上位者の自活促進に必要な次の各号に掲げる事業を実施するため、社会福祉法人等の非営利法人と団体（以下、この条において「法人等」という。）を法人等からの申請に基づき地域自活センターに指定することができる。

この場合、保障機関は法人等の地域社会福祉事業及び自活支援事業の実施能力・経験等を考慮しなければならない。

- 一 自活意欲の増進のための教育
- 二 自活のための情報提供、相談、職業教育及び就業斡旋
- 三 生業資金の融資の斡旋
- 四 自営創業の支援及び技術・経営指導
- 五 第 18 条に基づく自活企業の設立・運営支援
- 六 その他自活のための各種事業

- 2 保障機関は、第 1 項により指定を受けた地域自活センターに対し、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- 一 地域自活センターの設立・運営費用又は第 1 項の各号に掲げる事業実施に係る費用の全部又は一部
- 二 国有・公有財産の無償賃貸
- 三 保障機関が実施する事業の優先委託

- 3 保障機関は、地域自活センターに対して定期的に事業実績及び運営実態を評価し、受給者の自活促進を達成できない地域自活センターに対しては、その指定を取り消すことができる。

- 4 地域自活センターは、受給者及び次上位者に対する効果的な自活支援及び地域自活センターの発展を共同で図るため、地域自活センター協会を設立することができる。

5 第1項から第3項までに規定した事項のほか、地域自活センターの申請・指定及び取消し手続きと評価、その他運営等に必要な事項は保健福祉部令で定める。

(自活機関協議体)

第17条 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同様。)は、自活支援事業の効率的な推進のため、第16条に基づく地域自活センター、「職業安定法」第2条の2第1号の職業安定機関、「社会福祉事業法」第2条第4号の社会福祉施設の長等と恒常的な協議体系(以下「自活機関協議体」という。)を構築しなければならない。

2 自活機関協議体の構成及び運営等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

(自活企業)

第18条 受給者及び次上位者は、相互に協力して自活企業を設立・運営することができる。

2 自活企業は、組合又は「付加価値税法」上の事業者とする。

3 保障機関は、自活企業に直接又は第15条の2に基づく中央自活センター、第15の3に基づく広域自活センター及び第16条に基づく地域自活センターを通じ、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- 一 自活のための事業資金の融資
- 二 国有地・公有地の優先賃貸
- 三 国家や地方自治体が実施する事業の優先委託
- 四 国家や地方自治体の調達購買時、自活企業生産品の優先購買
- 五 その他受給者の自活促進のための各種事業

4 その他自活企業の設立・運営及び支援に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

(受給者の雇用促進)

第18条の2 保障機関は、受給者の雇用を促進するため、常時勤労者の一定割合以上、受給者を採用する企業に対しては、大統領令で定める決めるところにより第18条第3項の各号に掲げる支援を行うことができる。

2 市長・郡守・区庁長は、受給者に世帯別特性を勘案して、関連機関の雇用支援サービスを連係することができる。

3 市長・郡守・区庁長は、受給者の就職活動によって支援が必要となる当該世帯における児童・老人等に社会福祉サービスを支援することができる。

(自活基金の積立て)

第18条の3 保障機関は、この法律に基づく自活支援事業の円滑な推進のため、一定の金額及び期限を定めて自活基金の積立てを行うことができる。

2 保障機関は、自活支援事業の効率的な推進のため必要であると認められる場合には、自活基金の管理・運営を第15条の2に基づく中央自活センター又は自活支援事業を実施する非営利法人に委託することができる。この場合、これに要する費用は保障機関が負担する。

3 第1項に基づく自活基金の積立てに必要な事項は大統領令で定める。

(資産形成支援)

第18条の4 保障機関は、受給者が自活に必要な資産を形成することができるよう財政的な支援を行うことができる。

2 保障機関は、受給者が自活に必要な資産を形成するために必要な教育を実施することができる。

3 第1項に基づく支援により形成された資産は、保健福祉部令で定めるところにより、受給者の財産の所得換算額算定時にこれを含まない。

4 第1項に基づく資産形成支援の対象、基準及び第2項に基づく教育の内容は大統領令で定め、資産形成支援の申請、方法及び支援金の返還手続き等に必要な事項は保健福祉部令で定める。

第3章 保障機関

(保障機関)

第19条 この法律に基づく給与は、受給権者又は受給者の居住地を管轄する特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）と市長・郡守・区庁長が実施する。ただし、住居が一定でない場合は受給権者又は受給者が実際の居住する地域を管轄する特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が実施する。

2 第1項の規定に関わらず、保健福祉部長官及び市・道知事は、受給者をそれぞれ国家及び該当する地方自治体が運営する保障施設に入所させ、又は他の保障施設に委託して給与を実施することができる。

3 受給権者又は受給者が居住地を変更する場合の処理方法、保障機関の間の協力、その他に業務処理に必要な事項は保健福祉部令で定める。

4 保障機関は、受給権者・受給者・次上位階層に対する調査、受給者決定及び給与の実施等、この法律に基づく保障業務を実施するために「社会福祉事業法」第14条に基づく社会福祉専門担当公務員（以下「社会福祉専門担当公務員」という。）を配置しなければならない。この場合、第15条に基づく自活給与業務を実施する社会福祉専門担当公務員は別途配置しなければならない。

(生活保障委員会)

第20条 この法律に基づく生活保障事業の企画・調査・実施等に関する事項を審議・議決するため、保健福祉部、市・道及び市・郡・区（自治区をいう。以下同様。）にそれぞれ生活保障委員会を置く。ただし、市・道及び市・郡・区に置く生活保障委員会は、その機能を担うことができる他の委員会があり、その委員会の委員が第4項に規定される者の資質を備えている場合には市・道又は市・郡・区の条例で定めるところにより、当該委員会を生活保障委員会の機能に代えることができる。

- 2 保健福祉部に置く生活保障委員会（以下「中央生活保障委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。
 - 一 生活保障事業の基本方向及び対策の策定
 - 二 所得認定額の算定方式の決定
 - 三 給与基準の決定
 - 四 最低生計費の決定
 - 五 第 18 条の 3 に基づく自活基金の積立て・管理及び使用に関する指針の策定
 - 六 その他委員長が委員会に付議する事項
- 3 中央生活保障委員会は委員長を含む 13 名以内の委員で構成し、委員は保健福祉部長官が次に掲げる各号のいずれか一つに該当する者の中から委嘱・指名し、委員長は保健福祉部長官とする。
 - 一 公的扶助又は社会福祉に関連する学問を専攻した専門家で大学の助教授以上の者又は研究機関の研究員として在職中である者 4 名以内
 - 二 公益を代表する者 4 名以内
 - 三 関係行政機関所属の 3 級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員 4 名以内
- 4 第 1 項に基づく市・道及び市・郡・区の生活保障委員会の委員は、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が次に掲げる各号のいずれかに該当する者の中から委嘱・指名し、委員長は当該市・道知事又は市長・郡守・区庁長とする。ただし、第 1 項のただし書きにより、他の委員会が生活保障委員会の機能に代わる場合、委員長は条例で定める。
 - 一 社会保障に関する学識及び経験のある者
 - 二 公益を代表する者
 - 三 関係行政機関所属の公務員
- 5 第 1 項に基づく生活保障委員会は、審議・議決と関連して必要な場合、保障機関に対してその所属公務員の出席、資料提出を要請することができる。この場合、該当の保障機関は正当な理由がない限り要請に従わなければならない。
- 6 市・道及び市・郡・区の生活保障委員会の機能、各生活保障委員会の構成・運営等に必要事項は大統領令で定める。

第 4 章 給与の実施

（給与の申請）

- 第 21 条 第 5 条に規定される受給権者、その親族及びその他の関係者は、管轄の特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に対し、受給権者に対する給与を申請することができる。
- 2 社会福祉専門担当公務員は、この法律に基づく給与を必要とする者が脱落しないよう管轄地域に居住する受給権者に対する給与を職権により申請することができる。この場合、受給権者の同意が必要であり、受給権者の同意がある場合は受給権者の申請として取り扱うことができる。

3 第1項により給与申請をする、又は第2項により社会福祉専門担当公務員が給与申請をすることに受給権者が同意した場合は、受給権者及び扶養義務者は次の各号に掲げる資料又は情報の提供について同意する書面を提出しなければならない。

一 「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第2条第2号及び第3号に基づく金融資産及び金融取引の内容に関する資料又は情報のうち、預金の平均残額とその他大統領令で定める資料又は情報（以下「金融情報」という。）

二 「信用情報の利用及び保護に関する法律」第2条第1号に基づく信用情報のうち、債務額とその他大統領令で定める資料又は情報（以下「信用情報」という。）

三 「保険業法」第4条第1項の各号に基づく保険に加入し支払った保険料、その他大統領令で定める資料又は情報（以下「保険情報」という。）

4 第1項及び第2項に基づく給与の申請方法及び手続き等について必要な事項は、保健福祉部令で定める。

5 第3項に基づく同意の方法・手続き等について必要な事項は、大統領令で定める。

（申請に基づく調査）

第22条 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第21条に基づく給与申請が行われた場合、社会福祉専門担当公務員が給与の決定及び実施等に必要な次の各号に掲げる事項を調査させ、又は受給権者に保障機関が指定する医療機関で検診を受けさせることができる。

一 扶養義務者の有無及び扶養能力等、扶養義務者に関する事項

二 受給権者及び扶養義務者の所得・財産に関する事項

三 受給権者の勤労能力、就業状況、自活欲求等、第28条に基づく自活支援計画の策定に必要な事項

四 その他受給権者の健康状態、世帯特性等の生活実態に関する事項

2 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第1項により申請した受給権者又はその扶養義務者の所得、財産及び健康状態等を確認するために必要な資料を確保することが困難な場合、保健福祉部令で定めるところにより、受給権者又は扶養義務者に必要な資料の提出を要求することができる。

3 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、給与の決定又は実施等に必要な場合、第1項の各号に掲げる調査を関係機関に委嘱し、又は受給権者、その扶養義務者の雇い主、その他関係者に対して関係資料の提出を要請することができる。

4 保障機関が第1項の各号に掲げる調査を実施するため、金融・国税・地方税・土地・建物・健康保険・国民年金・雇用保険・出入国・兵務・矯正等の関連コンピュータ・ネットワーク又は資料を利用しようとする場合、関係機関の長に対して協力を要請することができる。この場合、関係機関の長は正当な理由がない限り協力しなければならない。

5 第1項により調査を実施する社会福祉専門担当公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に掲示しなければならない。

- 6 保障機関の公務員又は公務員であった者は、第1項から第4項までの規定に基づき得られた情報及び資料をこの法律で定めた保障の目的以外で使用、あるいは他の者又は機関に提供してはならない。
- 7 保障機関は、第1項から第4項までの規定に基づく調査結果を台帳で作成し備える必要があり、その他調査に必要な事項は保健福祉部長官で定める。ただし、電算情報処理組織によって管理される場合には電算ファイルに代えることができる。
- 8 保障機関は、受給権者又は扶養義務者が第1項及び第2項に基づく調査又は資料提出要求を2回以上拒否・妨害又は忌避し、又は検診命令に従わない場合は、給与申請を却下することができる。この場合、第29条第2項を準用する。

(確認調査)

第23条 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、受給者及び受給者に対する給与の適正性を確認するため、毎年、年間調査計画を策定し、所轄区域の受給者を対象に第22条第2項の各号に掲げる事項を毎年1回以上、定期的に調査する必要がある、特に必要であると認められる場合には保障機関が指定する医療機関で検診を受けさせることができる。ただし、保健福祉部長官が定める事項は、分期毎に調査しなければならない。

2 受給者の資料提出、調査の委嘱、関連コンピュータ・ネットワークの利用、その他確認調査に必要な事項に関しては、第22条第2項から第7項までの規定を準用する。

3 保障機関は、受給者又は扶養義務者が第1項に基づく調査又は第2項により準用される第22条第2項に基づく資料提出要求を2回以上拒否・妨害又は忌避、あるいは検診命令に従わない受給者に対して給与決定の取消し、給与の停止又は中止することができる。この場合、第29条第2項を準用する。

(金融情報等の提供)

第23条の2 保健福祉部長官は、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条第1項と「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第1項の規定に関わらず、受給権者とその扶養義務者が第21条第3項により提出した同意書面を電子的形態に変えた文書によって金融機関等（「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第2条第1号に基づく金融会社等、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第25条に基づく信用情報集中機関をいう。以下同様。）の長に金融情報・信用情報又は保険情報（以下「金融情報等」という。）の提供を要請することができる。

2 保健福祉部長官は、第23条に基づく確認調査のため必要であると認められる場合、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条第1項、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条第1項の規定に関わらず、大統領令で定める基準により人的事項を少ない文書又は情報通信網で金融機関等の長に対し、受給者及び扶養義務者の金融情報等を提供するよう要請することができる。

- 3 第1項及び第2項により金融情報等の提供を要請された金融機関等の長は、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第32条の規定に関わらず、名義人の金融情報等を提供しなければならない。
- 4 第3項により金融情報等を提供した金融機関等の長は、金融情報等の提供事実を名義人に通知しなければならない。ただし、名義人が同意した場合には「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第4条の2第1項、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第35条の規定に関わらず、通知しないことがある。
- 5 第1項から第3項までの規定に基づく金融情報等の提供要請及び提供は、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号に基づく情報通信網を利用しなければならない。ただし、情報通信網の損傷等、避けられない理由がある場合はこの限りではない。
- 6 第1項から第3項までの規定に基づく業務に従事している、又は従事した人は、業務を実行して取得した金融情報等をこの法律で定めた目的以外で使用し、又は他の者又は機関に提供し、あるいは漏洩してはならない。
- 7 第1項から第3項まで及び第5項に基づく金融情報等の提供要請及び提供等に必要な事項は、大統領令で定める。

(次上位階層に対する調査)

第24条 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、最低生計費の変更等によって受給権者の範囲が変動することに伴い、次の年度にこの法律に基づく給与が必要なことが予測される受給権者の規模を調査するため、保健福祉部令で定めるところにより次上位階層に対して調査を実施することができる。

- 2 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第1項に基づく調査を実施しようとする場合、調査対象者の同意を得なければならない。この場合、調査対象者の同意は次の年度の給付申請とみなす。
- 3 調査対象者の資料提出、調査の委嘱、関連コンピュータ・ネットワークの利用、その他に次上位階層に対する調査のために必要な事項に関しては第22条第2項から第7項までの規定を準用する。

(調査結果の報告等)

第25条 第22条、第23条、第23条の2及び第24条により、市長・郡守・区庁長が受給権者、受給者、扶養義務者及び次上位階層を調査したときは、保健福祉部令で定めるところにより管轄の市・道知事に報告しなければならない。報告を受けた市・道知事はこれを保健福祉部長官に報告しなければならない。市・道知事が調査したときも同様とする。

(給与の決定等)

第26条 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第22条により調査したときは直ちに給与の実施の有無及び給与の内容を決定しなければならない。

2 第 24 条により次上位階層を調査した特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第 27 条第 1 項のただし書きに規定された給与開始日が属する月に給与の実施の有無及び給与の内容を決定しなければならない。

3 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第 1 項及び第 2 項により給与の実施の有無及び給与の内容を決定したときは、その決定の要旨、給与の種類・方法及び給与の開始時期等を書面により受給権者又は申請者に対して通知しなければならない。

4 申請者に対する第 3 項の通知は、第 21 条に基づく給与の申請日から 14 日以内に行わなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、申請日から 30 日以内に通知することができる。この場合、通知書においてその理由を具体的に明らかにしなければならない。

一 扶養義務者の所得・財産等の調査に期間を要する特別な理由がある場合

二 受給権者又は扶養義務者が第 22 条第 1 項及び第 2 項に基づく調査や資料提出要求を拒否・妨害又は忌避する場合

(給与の実施等)

第 27 条 第 26 条第 1 項により給与の実施及び給与の内容が決定された受給者に対する給与は、第 21 条に基づく給与の申請日から始める。ただし、第 6 条により保健福祉部長官が毎年決定・公表する最低生計費の変更により、毎年 1 月に新しく受給者に決定される者に対する給与は、当該年度の 1 月 1 日をその給与開始日とする。

2 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第 26 条第 1 項に基づく給与の実施の有無を決定する前であっても、受給権者に給与を実施しなければならない緊急な必要があると認められるときには、第 7 条第 1 項の各号に規定された給与の一部を実施することができる。

(給与の支給方法等)

第 27 条の 2 保障機関が給与を金銭により支給するときは、受給者の申請により受給者名義の指定された口座（以下「給与受給口座」という。）に入金しなければならない。ただし、情報通信障害やその他大統領令で定める避けられない理由により給与受給口座に振替えできないときは、大統領令で定めるところにより給与を支給できる。

2 給与受給口座の該当金融機関は、この法律に基づく給与だけが給与受給口座に入金されるよう管理しなければならない。

3 第 1 項に基づく口座入金や現金支給等の方法・手続き、第 2 項に基づく給与受給口座の管理に必要な事項は大統領令で定める。

(自活支援計画の策定)

第 28 条 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、受給者の自活を体系的に支援するため保健福祉部長官が定めるところにより、第 22 条、第 23 条、第 23 条の 2 及び第 24 条に基づく調査結果を考慮して受給者世帯別に自活支援計画を策定し、それによりこの法律に基づく給与を実施しなければならない。

2 保障機関は、受給者の自活のために必要な場合は「社会福祉事業法」等、他の法律により保障機関が提供できる給与がある、又は民間機関等が支援できる場合は、第1項の自活支援計画により給与を支給し、又は支援を連係することができる。

3 特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、受給者の自活条件の変化、給与の実施結果を定期的に評価し、必要な場合には自活支援計画を変更することができる。

(給与の変更)

第29条 保障機関は、受給者の所得・財産・勤労能力等が変動した場合には職権又は受給者、その親族、その他関係者からの申請により、それに対する給与の種類・方法等を変更することができる。

2 第1項に基づく給与の変更は、書面によりその理由を具体的に明らかにし、受給者に対して通知しなければならない。

(給与の中止等)

第30条 保障機関は、受給者が次に掲げる各号のいずれか一つに該当する場合は、給与の全部又は一部を中止しなければならない。

一 受給者に対する給与の全部又は一部がなくなつた場合

二 受給者が給与の全部又は一部を拒否した場合

2 勤労能力のある受給者が第9条第5項の条件を履行しない場合、条件を履行するまで間、第7条第2項の規定に関わらず、勤労能力のある受給者本人の生計給与の全部又は一部を支給しないことがある。

3 第1項及び第2項に基づく給与の中止等については、第29条第2項を準用する。

(聴聞)

第31条 保障機関は、第16条第3項により地域自活センターの指定を取り消す場合、第23条第3項により給与の決定を取り消す場合には聴聞をしなければならない。

第5章 保障施設

(保障施設)

第32条 この法律において「保障施設」とは、第7条に規定された給与を実施する「社会福祉事業法」に基づく社会福祉施設として大統領令で定めるに施設をいう。

(保障施設の葬祭義務)

第33条 保障施設の長は、保障機関から受給者に対する給与を委託された場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

2 保障施設の長は、委託された受給者に保健福祉部長官が定める最低基準以上の給与を実施しなければならない。

3 保障施設の長は、委託された受給者に給与を実施するとき、性別・信仰又は社会的身分等を理由として差別待遇をしてはならない。

4 保障施設の長は、委託された受給者に給与を実施するとき、受給者の自由な生活を保障しなければならない。

5 保障施設の長は、委託された受給者に宗教上の行為を強制してはならない。

第6章 受給者の権利と義務

(給与変更の禁止)

第34条 受給者に対する給与は、正当な理由なく受給者にとって不利な変更をすることができない。

(差押えの禁止)

第35条 受給者に支給された受給品及びこれを受ける権利は差し押さえることはできない。

2 第27条の2第1項により指定された給与受給口座の預金に関する債権は、差し押さえることはできない。

(譲渡禁止)

第36条 受給者は、給与を受ける権利を他人に譲渡することができない。

(申告義務)

第37条 受給者は、居住地域や世帯構成が変動し、あるいは第22条第1項の各号の事項が顕著に変動したときには、直ちに管轄の保障機関に申告しなければならない。

第7章 異議申請

(市・道知事に対する異議申請)

第38条 受給者及び給与又は給与変更を申請した者は、特別自治道知事・市長・郡守・区庁長の処分に対し異議がある場合には、その決定の通知を受けた日から60日以内に該当の保障機関を経由して、市・道知事（特別自治道知事の処分に対して異議がある場合は該当の特別自治道知事をいう。）に対して書面又は口頭で異議を申請することができる。この場合、口頭で異議申請を受け付けた保障機関の公務員は、異議申請書を作成できるよう協力しなければならない。

2 第1項に基づく異議申請を受けた市長・郡守・区庁長は、10日以内に意見書と関係書類を添付して市・道知事に送らなければならない。

(市・道知事の処分等)

第39条 市・道知事が第38条第2項により市長・郡守・区庁長から異議申請書を受けたとき（特別自治道の場合は、特別自治道知事が直接異議申請を受けたときをいう。）には、30日以内に必要の審査を実施し異議申請を却下、該当処分の変更・取消し、又はその他必要な給与を命じなければならない。

2 市・道知事は、第1項に基づく処分等をしたときは、直ちに申請者及び該当の市長・郡守・区庁長にそれぞれ書面で通知しなければならない。

(保健福祉部長官に対する異議申請)

第40条 第39条に基づく処分等に対して異議がある者は、その処分等の通知を受けた日から60日以内に市・道知事を経由して保健福祉部長官に対して書面又は口頭で異議を申請することができる。この場合、口頭で異議申請を受け付けた保障機関の公務員は、異議申請書を作成できるように協力しなければならない。

2 市・道知事は、第1項に基づく異議申請を受けた場合は10日以内に意見書に係る書類を添付して保健福祉部長官に送らなければならない。

(保健福祉部長官の裁決)

第41条 保健福祉部長官は、第40条第2項により異議申請書を受けたときには、30日以内に必要な審査を実施して異議申請を却下、当該処分の変更又は取消しの裁決をしなければならない。

2 保健福祉部長官は、第1項に基づく裁決をしたときは、直ちに当該市・道知事及び申請者にそれぞれ書面で裁決内容を通知しなければならない。

第8章 保障費用

(保障費用)

第42条 この法律で「保障費用」とは、次の各号に掲げる費用をいう。

- 一 この法律に基づく保障業務に要する人件費及び事務費
- 二 第20条に基づく生活保障委員会の運営に要する費用
- 三 第8条から第15条まで、第15条の2、第15条の3及び第16条から第18条までの規定に基づく給与の実施に要する費用
- 四 その他この法律に基づく保障業務に要する費用

(保障費用の負担区分)

第43条 保障費用の負担は次の各号に掲げる区分による。

- 一 国家又は市・道が直接実施する保障業務に要する費用は、国家又は当該市・道が負担する。
- 二 第19条第2項に基づく給与の実施に要する費用は、国家又は当該市・道が負担する。
- 三 市・郡・区が実施する保障業務に要する費用のうち、第42条第1号及び第2号の費用は、当該市・郡・区が負担する。
- 四 市・郡・区が実施する保障業務に要する費用のうち、第42条第3号及び第4号の費用（以下、この号から「市・郡・区の保障費用」という。）は、市・郡・区の財政状況、社会保障費支出等を考慮して国家、市・道及び市・郡・区が次の各目に掲げる割合に基づき分担する。

ア 国家は、市・郡・区の保障費用の総額のうち、100 分の 40 以上、100 分の 90 以下を負担する。

イ 市・道は、市・郡・区の保障費用の総額から下記の国家負担分を除いた金額のうち、100 分の 30 以上、100 分の 70 以下を負担し、市・郡・区は、市・郡・区の保障費用の総額のうち、国家及び市・道が負担する金額を除いた金額を負担する。ただし、特別自治道は、市・郡・区の保障費用の総額のうち、国家が負担する金額を除いた金額を負担する。

2 国家は、毎年、この法律に基づく保障費用のうち、国家の負担予定合計額をそれぞれ補助金により支給し、その過不足金額は精算して追加支給又は返還するものとする。

3 市・道は、毎年、市・郡・区に対して第 2 項に基づく国家の補助金に、第 1 項第 4 号に基づく市・道の負担予定額を合算し補助金により支給し、その過不足金額は精算して追加支給又は返還するものとする。

4 第 2 項及び第 3 項に基づく補助金の算出及び精算方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

5 地方自治体の条例により、この法律に基づく給与の範囲及び水準を超過して給与を実施する場合、その超過した保障費用は当該地方自治体が負担する。

第 44 条 削除

(遺留金品の処分)

第 45 条 第 14 条に基づく葬祭給与を実施する場合、死亡者に扶養義務者がいない場合、特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、死亡者が遺留した金銭又は有価証券をその費用を充当し、その不足額は遺留物品の売却代金を充当することができる。

(費用の徴収)

第 46 条 受給者に扶養能力のある扶養義務者がいることが確認された場合、保障費用を支給した保障機関は、第 20 条に基づく生活保障委員会の審議・議決を経て、その費用の全部又は一部をその扶養義務者から扶養義務の範囲で徴収することができる。

2 虚偽、その他不正な方法により給与を受け、又は他人に給与を受けさせた場合、保障費用を支給した保障機関は、その費用の全部又は一部をその給与を受けた者又は給与を受けさせた者（以下「不正受給者」という。）から徴収することができる。

3 第 1 項又は第 2 項により徴収する金額は、それぞれ扶養義務者又は不正受給者に通知して徴収し、扶養義務者又は不正受給者がこれに応じない場合、国税又は地方税の滞納処分を例に徴収する。

(返還命令)

第 47 条 保障機関は、給与の変更又は給与の停止・中止により受給者に対してすでに支給した受給品のうち、過剰支給分が発生した場合は直ちに受給者に対しその全部又は一部の返還を命じなければならない。ただし、すでにこれを消費し、あるいはその他受給者にやむを得ない理由がある場合は、その返還を免除することができる。

- 2 第 27 条第 2 項により特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が緊急の給与を実施したが、調査結果により給与を実施しないことを決定した場合、給与費用の返還を命じることができる。

第 9 章 罰則

(罰則)

第 48 条 第 23 条の 2 第 6 項に違反して金融情報を使用・提供又は漏洩した者は、5 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 2 次に掲げる各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

一 第 22 条第 6 項（第 23 条第 2 項で準用する場合を含む、第 23 条の 2 第 6 項に違反した場合を除く。）に違反して情報又は資料を使用、提供した者

二 第 23 条の 2 第 6 項に違反して信用情報又は保険情報を使用・提供又は漏洩した者

第 49 条 虚偽、その他不正な方法により給与を受けた、又は他人に給与を受けさせた者は 1 年以下の懲役、500 万ウォン以下の罰金、拘留又は過料に処する。

第 50 条 第 33 条第 1 項又は第 5 項に違反して受給者の給与の委託を正当な理由なく拒否した者、又は宗教上の行為を強制した者は、300 万ウォン以下の罰金、拘留又は過料に処する。

(両罰規定)

第 51 条 法人の代表者、法人又は個人の代理人、使用人、その他従業員がその法人又は個人の業務に関して第 48 条又は第 49 条の違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その法人又は個人も該当する各条の罰金又は過料を科す。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するため、当該業務について相当な注意及び監督を怠らなかった場合はこの限りではない。

付則

省略

【参考文献】

1 書籍、報告書等

○大韓民国保健福祉部

- ・「2014년 국민기초생활보장사업안내 (2014年 国民基礎生活保障事業案内)」
- ・「2014년 보건복지통계연보제 60호 (2014年 保健福祉統計年報)」
- ・「2013년 국민기초생활보장 수급자 현황 (2013年 国民基礎生活保障の受給者現況)」
- ・「국민기초생활보장제도 10년사 (国民基礎生活保障制度 10年史)」
- ・「2014년 자활사업안내 (2014年自活事業案内)」
- ・「2014년도 보건복지부 소관 예산 및 기금운용계획 개요 (2014年度保健福祉部所管 予算及び基金運用計画の概要)」

○外務省

- ・2015年「韓国經濟と日韓經濟關係」
- ・2015年「最近の韓国情勢」

○厚生労働省

- ・2014年「2014年 海外情勢報告」
- ・2014年「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」
- ・2014年「生活保護受給者の動向等について」

○内閣府

- ・2014年「平成26年度 年次經濟財政報告」
- ・2013年「平成25年度 年次經濟財政報告」
- ・2012年「平成24年度 年次經濟財政報告」
- ・2011年「平成23年度 年次經濟財政報告」

○財団法人自治体国際化協会

- ・2013年「CLAIR REPORT 第391号－大韓民国の第18代大統領選挙－」
- ・2004年「CLAIR REPORT 第289号－韓国の国家均衡發展政策－」

○高安雄一 (2014年、学文社)「韓国の社会保障－「低福祉・低負担」社会保障の分析－」

○関雄太 (2013年、野村資本市場研究所)「月刊資本市場 2013.4 (No. 332)－韓国における資本市場改革の進展と新政権の課題－」

○百本和弘・李海昌編 (2012年、日本貿易振興機構 (JETRO))「韓国經濟の基礎知識」

○上村泰裕・末廣昭編 (2003年、東京大学社会科学研究所)「東アジアの福祉システム構築」

○日韓共通歴史教材製作チーム編 (2014年、明石書店)「日韓歴史共通教材 学び、つながる－日本と韓国の近現代史－」

○歴史教育研究会 (日本)・歴史教科書研究会 (韓国)編 (2007年、明石書店)「日韓歴史共通教材 日韓交流の歴史－先史から現代まで－」

2 ウェブサイト

- ・ 보건복지부 (保健福祉部) (URL : http://www.mw.go.kr/front_new/index.jsp)
- ・ 국가법령정보센터 (国家法令情報センター) (URL : <http://www.law.go.kr/main.html>)
- ・ 서울특별시 (ソウル特別市) (URL : <http://www.seoul.go.kr/main/index.html>)
- ・ 종로구청 (鐘路区役所) (URL : <http://www.jongno.go.kr/portalMain.do>)
- ・ 서초구청 (瑞草区役所) (URL : <http://www.seocho.go.kr/site/sd/index.jsp>)
- ・ The World Bank (世界銀行) (URL : <http://www.worldbank.org/>)
- ・ 厚生労働省 (URL : <http://www.mhlw.go.jp>)
- ・ 総務省統計局 (URL : <http://www.stat.go.jp/index.htm>)
- ・ 国土交通省国土地理院 (URL : <http://www.gsi.go.jp/>)
- ・ 네이버 지도 (naver map) (URL : <http://map.naver.com/>)

3 訪問調査

- ・ 종로구 사회복지과 (鐘路区役所 社会福祉課)
(所在地 : ソウル特別市鐘路区三峰路43 鐘路区役所 第2別館4階)
- ・ 종로구 종로1, 2, 3, 4가동 주민센터 (鐘路区・鐘路1、2、3、4街洞住民センター)
(所在地 : ソウル特別市鐘路区鐘路ギル8)

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長 補佐 永田 慎二

【監修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長 山田 圭則
前所長 小谷 章
上席調査役 藤田 康幸